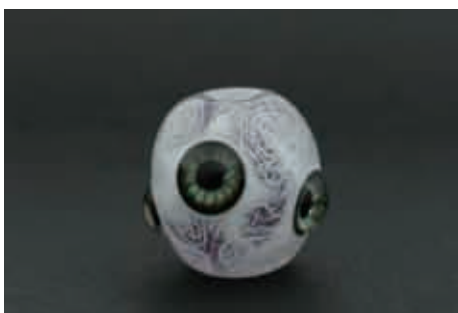




羊歯



鍵穴



めだま



丸モザイク



古代の花とんぼ玉



仮面

第43回

小さなガラスの塊りの中へ、心の中をのぞき込むように うちだとしき 内田敏樹さん

ガラスの細工物にとんぼ玉というのがあります。直径数ミリから2 cmぐらいの小さな球体をしたガラスの塊りです。表面や内部にさまざまな装飾がほどこされたり、色彩もいろいろあってネックレスとかかんざしなどの装身具に使われているのをよく見かけます。歴史的には古代エジプトとかメソポタミアとかの古い時代からあり、日本では正倉院に収蔵されているものがよく知られています。

とんぼ玉の製造は明治期以降は途絶えていたと言われていて、私が若い時分(1970年代)は博物館でしか見るのができなかったのですが、1980年代に入って復元を試みる人がボツボツ出てきたような記憶があります。そして前世紀末あたりになると趣味で作る人を見かけるようになりました。気がつくといつの間にか、という感じです。

本格的な創作として現代トンボ玉の表現世界に取り組んでいる人たちがいることを知ったのはここ数年のことです。内田敏樹さんもその一人、というかむしろ先頭に立って新しい世界を切り開いている代表的なとんぼ玉作家です。この今年は5月に銀座のギャラリーで個展を開いていますが、その案内状に、「内田さんのとんぼ玉への評価は海外でも高く、ある著名な外国人作家は「日本の宝」と讃えています」と紹介されています。

物理的には非常に小さな空間の中での創作なので、現代とんぼ玉の世界は仕事振りの精細さ、緻密さを競うような趣きがあります。内田さんの仕事も技法を駆使しているような印象があり、その現われは多彩で目くる

めく感じがあります。さらに重厚さのようなものも感じさせています。

ご本人の意図としては、前後左右上下の区別がない世界を造形することを心がけているとのこと。ガラスの玉を掌にのせて(あるいは指でつまんで)くるくるとまわしても、どの角度から見てもそれなりの景色として成り立っているということですね。

それから、イメージ的には「森の中」の光景とか空気感とかに特に興味があって、それがメインモチーフのひとつになっているとも言われました。さまざまな植物がうっそうと繁っていたりするかと思えば、森の中に差し込んだ月光が水気をたっぷりと含んだ空気の中で乱反射しているような、幻想的な空間が表現されていたりします。

個展で展示された作品の中で、眼球を連想させる作品群に私は特に興味を惹かれました。「眼の表現」というのは、日本の近代美術史に名を残す何人かの画家が深い関心を寄せていて、そのことを思い出したりしました。内田さんの場合、ガラスの玉の内部に自らのイメージ世界を現出させていく作業において、透明な球体の中(つまり自分自身のインナーワールド)をじっと覗きこむ自らの眼(まなざし)への関心が意識的無意識的にはたらいっているのでは、という気がしました。内田さん本人によれば、モチーフとしては動物や魚の眼球に興味があるということでした。

ガラス表現としてのこれからの内田さんのとんぼ玉創作を期待したいと思います。

古代から伝えられてきたとんぼ玉に現代のイメージをたくす。

土地家屋調査士 C O N T E N T S

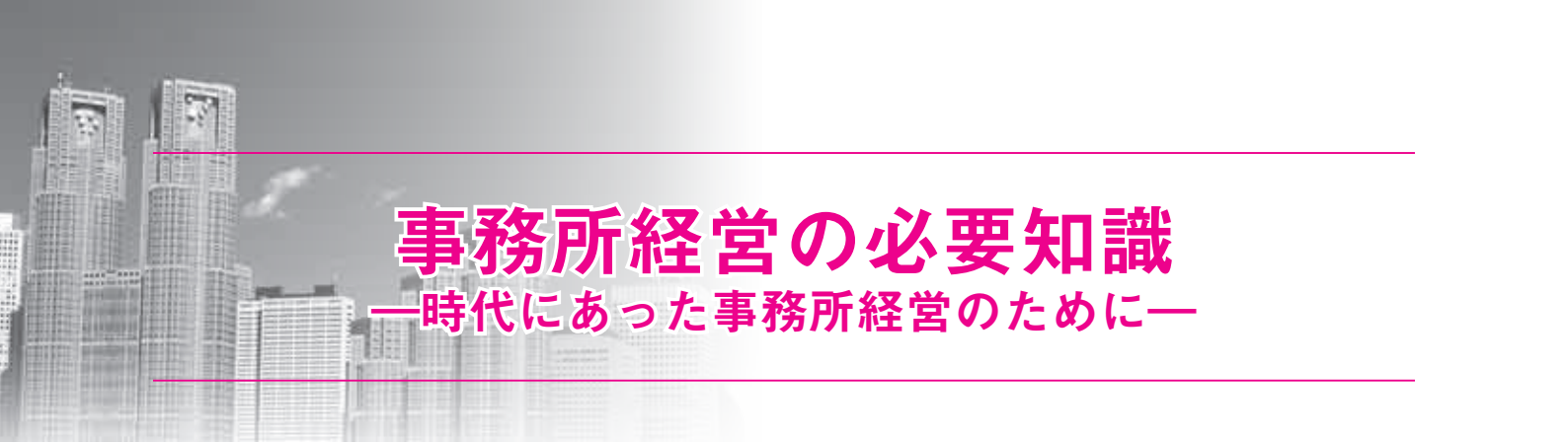
NO. 653
2011 June



表紙写真
「あ…うん？」
第25回写真コンクール銅賞
大星 正嗣●石川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 **事務所経営の必要知識**
一時代にあった事務所経営のために一
第1回 土地家屋調査士業周辺の税務 公認会計士 小松英明氏
- 07 **東日本大震災と土地家屋調査士 ～防災と復興のために～**
- 10 **「境界問題解決支援センター道東」設立**
- 13 平成24年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 14 三重会新会館の完成に寄せて
- 16 事務局紹介 Vol.25
広島会／釧路会
- 18 全国土地家屋調査士政治連盟
第11回定時大会開催
- 20 会長レポート
- 24 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 25 ネットワーク50
神奈川会
- 26 会員の広場を利活用ください
- 27 ちょうさし俳壇
- 28 2010年度「土地家屋調査士」掲載
索引 2010年4月号(No.639)～2011年3月号(No.650)
- 33 会務日誌
- 33 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

平成22年、私たち土地家屋調査士は、国家資格者として制度制定60周年の節目の年を迎えました。これまでの60年を振り返り、また、将来にわたって国民のために有用な資格者として存続するためには、活動の拠点となる事務所経営が重要な意味を持つことになります。

そこで、広報部では、隣接士業、関係分野の立場から依頼者、時代のニーズに合った事務所経営について考えるシリーズを企画しました。連載記事としては、土地家屋調査士事務所の税務関係、労務管理、事故対応、ビジネスマナー、法的責任と危機管理など日常業務に直結する内容から、司法関係、不動産業界、金融業界から求められる土地家屋調査士に関する提言等を取りまとめます。

不動産登記に関する専門家として日々活動している私たちは、一方で土地家屋調査士事務所を経営する責任者でもあります。この連載企画が事務所の経営を考える参考になることを期待します。

第1回 土地家屋調査士業周辺の税務

公認会計士 小松 英明

土地建物が動く場合は必ず税務の問題がついて回る。本稿では、比較的遭遇しやすいと思われる事例につき税務の取り扱いの概要を説明し、合わせて土地家屋調査士法人と個人事務所の税務上の違いについてふれることにする。

借地権関連の税務

1. 個人の土地に、他の個人または会社が建築する場合

通常は借地権の設定があったとみなされるが、土地の所有者が個人である場合は、使用貸借(無償)によることが税務上認められる。この場合借地権は発生しないので、相続等の場合の土地の評価は更地(減額あり：後述3)の価額となる。

2. 会社の土地に個人や他の会社が建築する場合

借地権が時価で売買されたものとして課税される。但し更地の評価に応じた「相当の地代(概ね更地評価額の6%)」を支払う場合は、売買の認定はない。地主が個人である場合は無償を認め、法人は認めないというのは、法人税と所得税の取り扱いが異なることから生じる。法人はすべての取引を時価でなすべきであり、この時価を逸脱した取引が課税負担を減じる場合は、みなし利益を認識し課税するという原則がある。

更地の評価が5千万円で、借地権割合が60%の地

域では、借地権の評価は3千万円である。借地人が会社の役員である場合、無償で借地権が設定されたと認定される場合は、役員は3千万円の役員賞与を受領したとして課税される。会社は同額で借地権を譲渡し、代金である同額を役員賞与(損金不算入＝経費にならない)で支給したという課税関係になる。「相当の地代」より少額の地代であると認定された場合、差額に対応する部分の借地権の贈与があったとするか、毎年不足額について役員は給与所得とし、会社は同じく地代収入と役員報酬または役員賞与の取り扱いとなる。

3. 相当の地代を払っている場合の土地の評価額

土地の賃借が、「相当の地代」で開始された後、土地の値上がりに応じて常に価額の6%相当になるよう値上げしていけば、借地権は借地人に移転していないものとして取り扱われる。このような場合や使用貸借の場合も、相続税の底地の評価額は、更地評価額の80%となっているが、これは、借地権の発生というよりも、他人の建物がある土地は、通常の価額では売却できないという評価損に近いものと考え

るのが妥当であろう。

4. 借地権の自然発生

「相当の地代」で借地契約をし、その後地代の改定をしないと、土地の値上がりにより、支払っている地代が、「相当の地代」を下回ってくることもある。その場合は、借地人に、借地権が徐々に発生したものと取り扱われる。更地評価額が5千万円の時、年間の地代を「相当の地代」である3百万円(更地評価の6%)として借地契約し、その後地代の改定をせず年月が経過し、更地の評価が1億円に上昇したとする。この場合、6%に見合う底地の評価はやはり5千万円であるから、値上がり分の5千万円は借地権として借地人に帰属するという考え方になる。

建物の取得に関連する税務

1. 親が所有する建物を、子の資金で改築し共有とする場合

第3者間の取引に置き換えて、一方が暫定的に既存の建物を買取り、改築終了後改めて一部を売り渡すのと経済効果は同じであると考えればわかりやすい。親の所有する建物の時価が5百万円で子が1千万円の改築資金を拠出すれば、改築後の時価は1千5百万円である。これを父が3分の1、子が3分の2で共有すると父は譲渡した価額と同額で買い戻したことになる。この場合、親には、建物の譲渡による利益に対し所得税が課される。しかし一方で、建物の時価の評価は、取得価格から適正な減価償却額を差し引いた額で問題ないとされているので、この価額を時価として持分を按分すれば利益は生じないことになる。

この按分割合が時価の割合と異なった場合は、多く取得した方に贈与税が課される。

2. 子供の新築資金を親が援助する場合

居住用家屋であれば、住宅の取得のための贈与であり贈与税の特例の対象となる。平成23年中は1千万円(但し、子の合計所得が2千万円以下の制限がある)まで非課税、そのほかに相続時精算課税を利用すれば平成23年中は別に2千5百万円、合計で3千5百万円まで非課税で贈与できる。しかし、この2千5百万円については、相続発生時に相続財産に算入されることから、建物の一部を親の持分とし

て共有する方が得策と考えられる。なぜなら、共有の部分の建物は相続発生時には確実に2千5百万円より評価が下がっているはずで相続税は軽減になる。

3. 居住用の土地建物を配偶者と共有にしたい場合

新築の際、配偶者が自己資金を拠出すれば、その資金の割合に応じて共有することになるので、税務上の問題は生じない。資金を拠出しない配偶者に持分を与える場合は贈与となる。この住宅資金の贈与は、婚姻期間が20年以上であれば贈与税の特例があり、2千万円まで課税されない。また、より多くの持分を配偶者に贈与したい場合は、一旦自分のものとした後で、土地建物の贈与ということにすると、多くの持分を贈与できる。2千万円に相当する相続税評価額の持分は、新築価額の2千万円より通常は多くなるからである。但し、不動産取得税や登録免許税は2回支払うことになるので注意が必要である。

前項2も含め、これらの贈与税の特例の利用については、この特例の利用により贈与税がかからない場合も申告が必要であるから留意されたい。

建物の賃貸借に関連する税務

1. 親族間で、無償または通常より安い賃料で建物を賃貸借する場合

法人の場合は法人税だけが課され、いわば系統だっているのに対し、個人間での取引は、所得税および相続税の課税を考慮しなければならない。この2種類の税金が二重に課されることは原則的にないが、所得税の課税がなくても相続税が課されるなどの場合があるので注意が肝要である。

① 貸し手の課税関係

個人の行為は会社と異なり、利益を上げることが目的としたものではないという考え方から、所得税法では、利益というのは外部からの経済価値の流入と解釈され、別段の定めがあるものを除き、受け取っていない経済価値には課税されないのが原則である。但し、これには「課税上弊害のないかぎり」という条件がついている。別段の定めとは、飲食店経営者が自家用に消費した食材を売上に算入する例や、時価の2分の1未満で資産を譲

渡した場合に時価で譲渡したとみなし、利益を認定することなどがあげられる。したがって、個人間の低廉な賃料での貸付は、「課税上弊害のない限り」所得税で問題になることはないと解される。一方相続税では、受け取るべき賃料は、借り手への贈与とする規定がある一方、扶養義務者間での住居の提供などは無償で問題ない旨を定めている。また、事業所得の経費としては、生計を一にする親族へ支払った家賃などは必要経費として認めない旨が定められ、受け取った親族も所得として申告する必要はないことになっている。

② 借り手の課税関係

借り手には所得が生じる場合はないので、前項の贈与税の課税の問題が生じるだけだが、この場合も、課税上弊害のない場合は贈与税を課さないことになっているので、通常は無償で問題は起きない。

③ 課税上弊害のない場合とは

無償貸付は建物だけではなく、金銭の貸付等の場合も同じ考え方である。但し「課税上の弊害」とは事例で列举されているわけではない。参考に、課税上弊害があると税務当局が判断し、課税が確定した裁判例を紹介する。子が株主である会社に、3千4百億円余りを無利息で貸し付けた親が、個人は無利息で貸し付けても利益の認定はないというそれまでの解釈の常識を覆され、受け取るべき利息を所得として課税された事件があった。これは特別な例外であり、通常は課税されないとの考え方もある。しかし判決では、個人でも、通常の取引であれば発生したであろう利益は、みなし課税できるという見解が示されている。現在も無償の貸付で貸し手個人の利益を認定することは、通常行われていないようであるが、これは「課税上の弊害」という網から漏れているものと理解するのが安全であろう。

3. 親族間で不当に高い賃料で賃貸借する場合

税法には実質課税の原則というものがある。契約の形式にかかわらず、その経済効果が実質的に別のものである場合は、その実態に即して課税するという原則である。不当に高い賃料での契約は第三者間では通常考えられないので、この場合意図するところは、賃貸に仮装した親族に対する金銭の援助であ

ろう。例えば、生計を一にしない子が、借入金で建築した6階建ビルにテナントが入らず、親が個人経営の事務所用に1階部分のみを借りたとする。多分、借入利息や減価償却で子の不動産所得は赤字であろう。これを奇貨として通常の3倍の家賃を払えば、子は助かる。父も事業の経費に計上することができる。この場合はどういう課税になるであろうか。通常の家賃を超えた分は子に対する贈与とみるのが妥当である。父は所得の必要経費を否認、子は不動産収入に対する課税ではなく贈与税が課税されることになる。

土地建物を売却する

1. 個人が会社に売却する

① 時価より安い価格で売却した場合

売却した個人は、時価の2分の1以上の価格であれば通常問題は生じない。2分の1未満で売却した場合は時価で売却したとみなし、得るべき利益が譲渡所得となる。安く買った法人は、時価の2分の1以上であっても時価との差額が受贈益として課税対象となる。これは法人税と所得税の規定の違いである。

② 時価より高い価格で売却した場合

売却した個人は譲渡益で課税されているので通常問題は生じない。高く買った法人は時価との差額が、売却者が役員であれば役員賞与、その他の個人であれば寄付金となる。役員賞与は全額、寄付金も一部しか損金(経費)算入できない。不動産は購入時に利益課税になるわけではなく、その後の減価償却費及び売却時の原価を減らすという処理になる。時価を超えた部分が経費及び売却時の原価として認められないため、結果的に利益として課税される。

2. 個人が個人に売却する

① 時価より安い価格で売却する

売却した個人は前項の法人に売却した場合と異なりみなし利益は生じない。購入した個人は、価額が相続税の評価額を下回っている場合、差額について贈与税が課される。時価より安くても相続税評価額を上回っていれば、買い手には通常課税問題は生じない。

② 時価より高い価格で売却する

売却した個人は譲渡益に所得税が課税されているので、その他の課税問題は生じないと考えられるが、実質課税の原則に照らして不当に税負担が軽くなる場合は別であろう。不動産の譲渡所得は分離課税であり、利益の多寡にかかわらず基本的に税率は一定である。これに対し贈与税は超過累進課税であることから、譲渡を装って、贈与税の負担を軽くする企ても想定される。例えば、親が子から不当に高価な価額で買い取ったとする。通常の価額で売却した場合の所得税と、高価な部分を贈与とみなした場合の贈与税の合計が、全体を譲渡所得として計算した場合の税額を超えるのであれば、この取引は、形式は譲渡であるが実質は高価な部分が贈与であるとも考えることもできる。購入した親は、高価な部分は贈与であり、不動産の取得原価ではないから減価償却や売却の際の経費算入ができないことになる。

3. 時価とは

この稿に「時価」という言葉を頻繁に用いているが、実は税法上の時価は何であるという明確な基準はない。明示されているのは「課税上弊害のない限り」という条件付きで、次の方法での評価を時価とみなしても問題ないという文言のみである。

土地：売買実例、公示地価などから合理的に算出された価額

建物：適正な減価償却後の金額

したがって、土地については公示地価を時価とみなしても、通常は問題ないと考えられる。

土地家屋調査士事務所経営に関する税務

法人組織が得か、個人が得か

これは頻繁に寄せられる質問のひとつである。法人税率と、所得税率は、低所得の場合は法人が高く、一定額を超えると個人が高くなる。個人はすべての利益が所得税の対象になるのに対し、法人は代表者の給与は所得税課税、残った利益が法人税課税という体系になっているが、給与の額その他で税負担が異なり、単純に損得を比較するのは難しい。但し私

は、従業員を雇用している規模の事業であれば、法人の方が一般的に税負担は軽いと答えることにしている。税務上のこと以外も含め、以下にいくつか事例を掲げることにする。

1. 法人のメリット

- ① 法人では代表者の給与部分は、事業税が課されないが、個人は課税対象となる。
- ② 法人代表者の給与部分は給与所得控除があり、個人所得が少なくなる。
- ③ 法人では代表者や親族従業員のため社宅の貸与も認められるが、個人では事業主への社宅貸与は認められない。親族の場合も生活の援助と考えられる場合は認められない。
- ④ 法人が受取人となっている代表者の生命保険料は、種類により一定割合を経費算入できるが、個人は経費にならない。但し生命保険料控除がある。
- ⑤ 法人は、昼間部の学生である代表者の同居の子に対し、働きに応じたアルバイト料を支払っても問題ないが、個人は専従者の資格がないため認められない。
- ⑥ 代表者の親族へ支払う退職金は、法人では認められるが、個人事業の専従者への支払は認められない。
- ⑦ 代表者の引退の場合、法人はすべての契約が、新代表者となっても変更はないが、個人は原則として解約となる。

2. 法人のデメリット

- ① 法人から代表者への金銭の貸付は、利息を付さなければならない。
- ② 交際費は、法人の場合損金(経費)算入に限度があるが、個人にはない。
- ③ 法人は得意先からの低額での業務受託が、時価を逸脱したとして、差額を税務上の利益とされ、同額を寄付金や交際費とされることがある。
- ④ 役員給与は、原則的に毎月同額であることを求められ、逸脱した場合は損金と認められない場合がある。
- ⑤ 損失であっても、資本の額に応じ地方税の均等割が課される。

東日本大震災と土地家屋調査士 ～防災と復興のために～

時は刻一刻、休むことなく進んでいくが、人の営みは時計じかけではない。あるいは停滞し時には後退することもあり、またやり直しを迫られることもある。ましてやこの空前の大震災。2か月が過ぎたから目途がつき、3か月が経ったから復興が始まるなどということは決してない。発生から2か月の時点で、犠牲者は約1万5千人、行方不明者は約9千人を数え、ほぼ10万人が避難生活を続け、三陸沿岸には瓦礫が累々としている。原発危機もいまだ収束せず、余震も予断を許さず、大震災は決して終わってはいない。

時計のように進まないが、渦中にあっても人は歩みを止めない。少しずつ瓦礫を取り除き、道路を復旧し、協力しあい支援しあい、同じ轍を踏まぬよう防災の工夫を重ね、復興に向け、進み続ける。その支援を考える資料ともなるよう、この大震災の概観の記録を試みたい。

◇大震災の引き金…海溝型巨大地震

「東日本大震災」は、3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震がその引き金である。東北地方の太平洋沖の太平洋プレートと陸側の北米プレートの境界で発生した、国内観測史上最大のM9.0の海溝型地震で、東日本が乗る北米プレートが跳ね上がった。気象庁によれば、震源域は三陸沖から茨城県沖にかけての日本海溝の西側(陸寄り)の南北約450 km、東西200 kmに及ぶ範囲。地震活動は3段階に分かれ、最初は宮城県沖から三陸沖へ北向きに、その後、南に向かって福島県沖、続いて茨城県沖の断層が動いた。

発生が切迫しているとされる東海地震では東南海、南海地震との連動が予想されているが、日本海溝付近でのこのような大連動は、地震学の予想外であったといわれている。

海上保安庁の観測では宮城県沖の震源海底は地震前に比べて約24 m東に動き、約5 m盛り上がったとされ、海洋研究開発機構の調査では太平洋側に約50 m移動して、約7 m隆起したところもある模様。陸地では牡鹿半島で最大東南東に5.3 m移動し、1.2 m沈降したことが報告されている(国土地理院)。途方もないエネルギーであった。

この地震に伴い、基準点成果の公表が停止され、22地区の国調成果の承認が見送られ、地積測量図の取扱いにも影響が出ていることは、ご承知のとおりである。

◇地震波の周期…この地震の特徴

この「大連動」により生まれた強い地震波は、阪神・淡路大震災の16秒より長く5～6分も持続し、最大震度7(宮城県栗原市)の激しい揺れを起こした。長い揺れは液状化現象を関東や東京湾沿岸各地で発生させ、その面積は世界最大、「阪神・淡路」の4倍に相当する42 km²となった。しかし揺れによる建物や橋梁などの建造物への被害は意外に少なかったとされている。木造家屋に被害を与える「キラーパルス」と呼ばれる周期1～2秒の地震波が、地震の規模のわりに弱かったため、相対的に周期0.5秒程度の短周期の地震波が強かった。ふつう地震の規模が大きいほど高層ビルなどに影響する長周期の地震波が強く放出されるが、数秒以上の長周期地震動もあまり強くなかった。確かに実際に見分した範囲では「阪神・淡路」や新潟県中越沖地震のような軒並みの建物の倒壊は確認できなかった。建物に対する被害はむしろ3月12日に震度6強の長野県北部地震にみまわれた下水内郡栄村の方が大きく、家屋の全半壊は180棟、一時は1700人が避難し、現在も160余の村民が避難生活を余儀なくされている。

だが内陸部の津波の被害を受けなかった地域でも、福島県須賀川市長沼地区で古い灌漑用ダムが決壊し、大きな被害が出ており、また建物そのものの被害は小さくとも地割れや液状化で引き続き使用することが困難となった家屋も、数多い。先述のとおり基準点、そして筆界点はもとより、揺れは土地にも多大な被害を及ぼしている。国の、そして国民

の財産の基盤である土地、建物に、そして人々に残された大震災の傷痕は、深刻である。



法務省、法務局、土地家屋調査士会合同現地視察

◇大津波…その猛威

建物倒壊等の被害は少なかったが、地震の発生から短時間で起きた、関東から東北にかけての約450 km、39の市町村に及ぶ広い範囲を襲った大津波は、地震による地盤の沈下と相俟って、かつてない被害を生ぜしめた。

岩手県宮古市で標高37.9 m（12階建のビルに相当する）の地点まで津波の到達が報告されており、おおむね内陸5 km付近まで押し寄せていたとのこと。実際に見分した陸前高田の被災地でも5階建アパートの最上階のベランダ直下まで波の痕があり、高さ12 mの波に襲われたことが見て取れた。（東京の土地家屋調査士会館の標高は登記基準点の位置で5.8 m。2階天井まで水没する計算になる。）

その陸前高田市では、津波にさらされた地域の家屋のほとんどはバラバラとなり、瓦礫の海という惨状だった。石川啄木が絶賛した名勝高田松原も壊滅（希望の松と呼ばれている1本を残し）、地盤が84 cmも沈下し砂浜も野球場も海没し、尋常ならざる光景に呆然とさせられた。仙台市の荒浜地区も、いまだ瓦礫の荒野といったいい状況であった。

国土地理院によれば、今回の津波で青森県から福島県で東京23区の7割以上にあたる443 km²が浸水。現代の土木技術をもってすれば埋立て、干拓による復旧も考えられるが、見通しはまだ明らかになっていない。このことについては、当面地図の書き換えを行わないとする国土地理院の見解が伝えられている。

◇貞観大津波の再来、スマトラ沖地震との類似

古代から三陸地方は地震と津波に見舞われてきた。明治以降でも明治29年と昭和8年に、昭和35年（チリ地震）や昭和43年（十勝沖地震）にも津波の被害が記録されているが、中でもこの大震災は1100年前の貞観地震とそれによる貞観大津波との類似が指摘されている。それは遠く平安時代の貞観11年（869年）に起きた。

貞観地震は三陸沖の海底を震源とし、宮城県～福島県沖の長さ200 km、幅100 kmの断層がずれたことによる、M8.3以上の地震と推定され、引き起こされた津波は内陸3～4 kmに達し、甚大な被害を与えたことが最近の研究で明らかになっている。仙台市若林区の荒浜地区から5キロほど内陸寄りに、ここまで津波が到達したことを伝えるため建てられた、といわれる「浪分神社」という社もあるそうだ。

貞観タイプと呼ばれるこの地震と津波は1000年周期で起きるとされ、警鐘を鳴らす専門家も少なかった。「1000年に1度の大震災」といわれる所以である。

また2004年のスマトラ沖地震との類似性も、プレート構造を含めた海溝型であることと、大規模余震の頻発などにおいて指摘されている。M7級の余震はスマトラ沖地震では6回起きており、最近では2010年6月に最大のM7.5が発生している。東日本大震災でも、4月7日に宮城県沖を震源とするM7.1震度6強、4月11日には福島県を震源として震度6弱の余震が起きており、専門家は「広い範囲で長期間の注意が必要」と呼びかけている。

◇忘れる間もなく…

頻発する大きな余震を含む巨大地震と、大津波と、そして原発災害の3つが、あるいは天災と人災が複合した未曾有の災害が、東日本大震災である。全国から警察、消防の精鋭が派遣され、自衛隊の約半分に当たる10万人が動員され、米軍も支援に加わるなど国家の非常事態となった（憲法には非常事態条項がなく、災害対策基本法の「災害緊急事態」の布告もされていないが）。

直接的な被害も甚大だが、国内の通信網や関東から東北の交通が一時マヒするなどの間接的な被害、計画停電や農作物の風評被害、また、中部電力浜岡

原発の運転停止など、わが国全体にかかる社会的、経済的な打撃も大変なものとなっている。指摘される余震もさることながら、スマトラ沖地震、四川大地震チリ地震や2月のニュージーランド地震など、地球規模で地殻変動が活発化しているとの報告もある。忘れる間もなく「次」が起こってしまうこともありえる。

ゆめ油断することなく、また被災地から心を離すことなく、復興と防災に向け歩みを進めて行きたい。

◇道路網と組織網

やや主旨から外れるが、最後に印象に残ったことを書き残したい。私たちの生活スタイルから国のあり様も変えてしまうほどの大震災に対して、ささやかな事柄に過ぎないかもしれないが。

第1点。実際に現地を見て感じたのは、道路網の復旧と燃料の調達、確保、支援が復興の「はじめの一步」であるということ。当たり前といえばそうだが、被災地では、まず道路の瓦礫の撤去がなされていた。また被災2週間目に通行が許可された東北自動車道により大量の物資や人員の移動が可能となった。物資や人員の大量移動が救援、そして復興につながる。つまりわが国のインフラの基本は、やはり道路網なのである。

三陸地方もそうだが日本はそこかしこに小さな集落が点在する。防災、復旧、復興の観点から、道路網の整備や狭隘な道路の解消、道路境界への標識の設置などが必要であると改めて考えさせられた。

道路といえば、東北自動車道は内陸を走るが、東名高速道路は海岸線を走る。新幹線など鉄道網も同様である。予想される東海地震にはどのような準備、対策が必要だろうか。

第2点。機能を失った自治体の庁舎を見、被災した大船渡の登記所の登記記録がバックアップをもって十分な復元ができることを知り、また気仙沼登記所の事務を仙台北法務局で取扱うなどの震災への対処から感じたことは、国で登記事務を取り扱うことの重要性である。1000年に1度の災害に際し、事態に対処できたのは国が取扱っているからこそではないか。土地家屋調査士による「瓦礫撤去判断の指針」でも法務局による職権滅失登記の件もそうだが、平

素から専門的なトレーニングや経験を積んでいるからこそその対応ではなかろうか。



東日本大震災に関する打合せ会

もう1点。このたびの震災にあたり連合会や被災地をはじめとする各土地家屋調査士会の動きを追う中で感じたことは、「会」という組織の重要性である。青年調査士会という自主組織の働きも特筆に値する。士業者は個人事業主であるけれど、こういう有事の際には支部、土地家屋調査士会、連合会といった組織がなければ系統だった安否確認も情報収集も発信も、支援物資の配送もできなかつただろう。強制会だから「ある」のは当たり前といえばそのとおりだが、事務局体制を含めた会の組織が災害に際して健在であってこそ、会員の身柄の安全を図り、支援や復興への協力活動ができるのではないか。会組織や機能存続への災害対策を講じておくことの必要性を強く感じた。

(災害復興対策本部 情報班)

「貞観」(859～877年)は、隕石の落下、富士山の噴火、政治上では「応天門の変」など大変事が続発した時代で、貞観地震は清和天皇の御世、藤原北家の良房が摂政として政治を牛耳り、百人一首や伊勢物語で知られる在原業平が活躍し、天神様菅原道真が入内した頃である。

スマトラ沖地震；マグニチュード9.1。巻き起こした大津波はインド洋沿岸諸国を襲い、大きな爪痕を残した。当会報でも報じた地籍問題研究会幹事の坂本勇先生がインドネシアのアチェ州で行った紙の資料の復元など、日本からも多くの支援がなされている。



「境界問題解決支援センター道東」 設立

釧路土地家屋調査士会広報担当理事 伊藤文夫

当釧路会は、永年の懸案事項であったADRセンターを、釧路弁護士会との協働により平成23年4月1日設立することができ、「境界問題解決支援センター道東」と命名いたしました。ここに至るまでには、先行各会のご指導及び貴重な資料を頂き誠に有難うございました。紙面をお借りして心よりお礼を申し上げます。

1. はじめに

北海道は、札幌、旭川、函館、釧路の4つの土地家屋調査士会に区分されており、その中の釧路会は、北海道東部(道東地区)を業務範囲とし、釧路市、根室市を中心とした釧路、帯広市を中心とした十勝、北見市、網走市を中心としたオホーツクの各支部に分かれています。それではここで道東地方について少々説明させていただきます。まず四季の移り変わりですが、春の訪れは遅く、本州方面で桜が満開となる4月上旬にやっと福寿草が咲き始め、流水は水平線の彼方に消え去り、十分に栄養を補給した白鳥もシベリアに向かって飛んで行きます。夏は短く7月と8月の2か月程度で、海岸線には原生花園の花々が咲き競います。秋の紅葉は広範囲な美しさを満喫することができ、年間で一番味覚の豊富な季節です。毛ガニ、花咲ガニ、鮭をはじめとする海産

物、農作物ではメークイン、トウモロコシ、南瓜等を味わうことができます。冬は長く、12月から3月までの4か月間で、学校の野外グラウンドや池沼はスケートリンクになり、スキー場はパウダースノーと呼ばれる最良の雪質で、最近はスノーモービルやカーリングも行われるようになりました。

次に、各支部ごとの一寸ユニークな観光スポットを紹介いたします。釧路には、全国でも珍しい市中の湖春採湖があります。ヒブナの生息地として天然記念物地域指定されたこの湖は、面積36haに及ぶ市街地にある海跡湖です。湖岸を中心に約10haの公園内にトンボ池、野鳥観察舎、砦跡等の見所を有する約5kmの散策コースは市民の憩いの場としても親しまれています。十勝には、旧国鉄広尾線の「愛国駅」と「幸福駅」という名の駅舎があります。この両駅ではここで切符を買うと愛と幸せがやってくると全国的にブームを巻き起こした有名な駅です。今でも駅売店で切符を買うことができます。現在は、「幸福駅」が鉄道公園に、「愛国駅」は交通記念館になっています。オホーツクには、博物館網走監獄があります。この博物館は、明治以来網走刑務所で使用されていた建造物を保存公開する野外博物館です。2010年2月には行刑資料館をリニューアルし、音

と映像を用いた参加体験型の「監獄歴史館」をオープンしましたが、この中に現在の網走刑務所舎房の共同室、単独室を再現し、新旧の比較ができるようになりました。北海道にお越しの際は是非ご覧ください。

2. センター設立まで

平成16年12月「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が公布され、平成19年4月1日に施行されましたが、当会では、平成19年8月、6名の委員によるADR設立準備委員会を立ち上げ、当会においても境界問題相談センター(仮称)を設立するのかを含め、設立に向けての釧路弁護士会との協議の進め方、設立した場合の事務局の場所、体制、調停室、控え室の問題、委員及び弁護士の報酬を含めた予算上の問題、受付方法、センターのPR方法、関係者の研修、トレーニングの実施方法等各課題を中心に、一部委員による緊急臨時打ち合わせを除き平成23年1月の最終回まで17回に亘る会議を実施し、特に第5回以降は関連規則、規程の各原案に関する協議に入りました。なお、会議終了後は調停人養成プログラムである「eラーニング」のビデオで勉強しました。この間に規則、規程(案)について弁護士会と協議を重ねた結果同意

を得、センター設立予定日の決定に漕ぎ着けることができました。

3. センター設立の趣旨

設立の趣旨については規則上にも明確な規定はありますが、北海道の場合、計画的な国有地の処分が行われたことからそれに伴う関連地図が相当数存在し、境界に関する紛争は本州に比べれば少ないといえます。

しかし、境界紛争は貴重な財産に関するもので、人間関係の争いとしての要素が強くなり、收拾がつかないケースも多く見られます。これまでの解決方法は裁判という国家による判断に頼るのが一般的でした。ところが時間的、経済的、精神的諸問題に加え不動産登記事務との連携が図られないこと等、当事者にとってかなりの負担になっていることは言及するまでもありません。

そのようなことから、当会では土地家屋調査士としての専門的知識、実務経験と法律の専門家である弁護士との豊かな知識と経験を相互に発揮し合い、境界に関する紛争を簡易な手続きによる迅速、公平、且つ柔軟に解決するため、釧路弁護士会との協働によりセンターを設立しました。

4. 規則、規程及び事業の内容

業務種別毎の具体的なルールを定めた規程と、そのベースになる規則に関する規定事項と併せて事業内容についても触れることにします。

基本となる規則ですが、その規程内容は、目的、設立趣旨、事業内容、運営委員会、相談員、調停員、鑑定実施員、相談、調停、記録保存、費用等の規程及び規則に定めるもののほかセンターの運営

に関し必要な事項は、運営委員会で定めることとなっています。(規程への委任)

その中の条文による事業内容規程は、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争及び土地境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する相談、調停、業務関与者の研修、センターの広報活動、筆界特定制度、裁判手続、他の民間紛争解決機関、弁護士会、各種関係団体との連携、協力等です。

規程は運営、手続、費用の3規程で、それぞれ規則の委任により具体的業務処理規定が定められています。なお、センターの運営に当たる運営委員会は、規程のなかで5人以上7人以内(土地家屋調査士4人以内、弁護士3人以内)で構成することになっています。

5. 業務の流れと無料境界問題相談室

業務の流れとしては、問題が発生した場合、先ず申立人が事務局の受付に電話又は来所による申し込みをすることからスタートしますが、市民からの相談申し出は多種多様なものがあります。このため当会では、センターに馴染む案件なのか、単なる一般業務であるか、または弁護士を紹介しなければならないことなどを的確に判断しなければなりません。俗にいう振り分け作業です。当会としては、この振り分け作業の重要性を考慮し、センター機構とは別枠の無料境界問題相談室を設けました。その結果、ADRセンターが担当することとなった事件は、相談、調停と進んでまいりますが、正式に受理が決定した場合は土地家屋調査士1名、弁護士1名の担当相談員を選任します。更に、調停になっ

た場合は、土地家屋調査士2名、弁護士1名の担当調停員を選任の上、解決に向け業務を進めます。なお、土地家屋調査士相談員、土地家屋調査士調停員は本会会員で所定の研修を修了した者のうちから理事会の決議により本会会長が任命します。

6. 記念式典

記念式典については、実施日、会場も決定しておりましたが、3月11日発生の東日本大震災により自粛いたしました。事前に開催文書をお送りさせていただいた関係者の方々に対しましては深くお詫び申し上げます。

7. 今後の課題

今後における課題は山積しています。先ず、センターの存在そのものを広くPRし、気楽に相談できるシステムづくりと共に、それに対応するセンター要員のレベル向上を常に心掛けることは当然ですが、ADRに関する一般的な留意点として、相手方が出頭しない場合の対応、非公開であることから当事者の力関係が結論に影響しないか等の問題がありますので、安易に事務的な解決をするのではなく、細心の注意が必要と思われます。

更に、時効中断等の法的効果の付与を受けるためにも認証申請をしなければならないものと考えております。

研修については、全会員を対象にしたもの、センター要員のみを対象としたものをいろいろなテーマで実施してまいりました。しかし、会員が少ない中、要員を確保し、その要員のレベルを保持していくためにも、継続した研修は今後とも必要と考えます。

平成24年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

1 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2012(平成24)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2012(平成24)年3月修了見込みの者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2012(平成24)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者
推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
○本入学試験制度は後継者育成が趣旨ですが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
○出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意下されば結構です。

◎試験科目：面接のみ ※面接、提出書類等の評価、審査結果を総合的に判定し、可否を決定します。

◎願書受付期間等

- A日程** (1) 願書受付期間…2011年10月24日(月)～11月4日(金) (出願書類提出は日調連宛郵送必着)
(2) 試験日…2011年11月12日(土) (3) 合格発表日…2011年11月16日(水)
- B日程** (1) 願書受付期間…2012年1月30日(月)～2月10日(金) (出願書類提出は日調連宛郵送必着)
(2) 試験日…2012年2月19日(日) (3) 合格発表日…2012年2月23日(木)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

明海大学不動産学部が保護者の方向けに、進学セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

2 明海大学不動産学部 保護者のための進学セミナー

◎日 時：2011年8月20日(土) 15:30～17:30

◎場 所：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩約10分

◎内 容：講演：「不動産学部で何を学ぶのか？ビジネスで成功するために」：林亜夫(不動産学部長)
パネルディスカッション：「不動産学を学ぶ意味」在校生、卒業生、教員など
不動産学部の教育プログラム、不動産学部教員との意見交換会

◎対 象：高校生の保護者。高校生の同伴は自由です。

◎参加費：無料

◎予 約：事前予約が必要です。以下の予約・問い合わせ先にご予約ください。

予約・問い合わせ先：koho999@meikai.ac.jp (企画広報課メールアドレス) または企画広報課
(TEL047-355-1101) まで。「不動産学部進学セミナー参加」とし、①参加者氏名 ②参加者の身分
③電話番号を明記の上、メールにてお申し込みください。 予約締切り：8月16日(火)まで

◎当日は、オープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、体験授業や教員による個別進路相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。詳しくは、上記までお問い合わせいただくか、ホームページ<http://www.meikai.ac.jp/opencampus/urayasu.html>をご覧ください。

明海大学浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2011

5/29(日)、6/19(日)、7/17(日)・31(日)、8/6(土)・20(土)・27(土)、9/24(土)、10/22(土) 10:30～15:00
参加をお待ちしています。

三重会新会館の完成に寄せて

会館建設委員会 委員長 島 庄平

このたび三重県土地家屋調査士会(以下、「三重会」という。)は、三重県津市河辺町3547番地2の新会館に移転し、5月2日から事務局業務を開始しました。

三重会の会館の歴史は、昭和50年の司法書士会との合同ビル(津市西丸之内)の竣工から始まり、昭和63年に司法書士会が移転した後、三重会の単独所有の会館(旧会館)となりました。狭い敷地に、1階は3台のみの駐車場とエントランス、2階は土地家屋調査士会事務局、3階は公嘱協会事務局、4階は会議室という構成の建物で、会員の増加や時代のニーズに合わなくなってきて会館の建替えが考えられるようになり、会館取得等特別会計規定を制定、建設資金の準備を始めました。

平成4年からは会館取得の準備をさらに前進させるべく、特別会費等の規定も制定しました。

しかし、旧会館ではどうしても使い難くなってきたため、やむなく平成10年6月に旧会館から津市上浜町6丁目の前会館に移転しました。前会館は賃貸借の建物でありましたが、敷地も約470坪と広く、建物床面積も525㎡(約159坪)という大きさで、研修会等も開催できる会議室もありました。ただ、自前の会館を持つという基本方針は変わることなく、特別会計による資金の積み立ては続けられてきました。

そして、平成18年には会館取得準備委員会が設けられ、会館取得のための具体的な検討作業が開始されました。委員会での検討の結果、以下の4つの案が示され、④の案を強く推奨するとの結論が示されました。

- ①賃貸借契約を更新する
- ②売買により、賃貸中の会館及び敷地の所有権を取得する
- ③三重会が以前から所有してきた土地に新たな会館を新築する
- ④新たな土地を取得し、新たな会館を新築する

平成20年には、会館取得委員会と改められ①～④のそれぞれの案の可能性が具体的に検討されました。①と②について、貸主と数度に亘り交渉を重ねましたが、①については更新時の値上げを要求されたり、建物が将来の境界問題相談センター開設の用に供せない間取りであり、②については、三重会の思惑と貸主の提示額に大きな隔たりのあることが判明してきたため、③か④の方法で早期の会館取得を目指す必要性が示されました。

その見解に基づき、会館建築の可能な土地の情報を収集し、③の土地も含め比較検討した結果、会館を建

てるに相応しい最高の立地条件であり、価格も比較的安価であるとの判断から、津市河辺町に会館を新築すべきという委員会の結論が示されました。

新会館建設のための用地取得については、平成21年7月の臨時総会において、会館用地の取得と建設資金拠出借入金に関する議案が可決承認され、会館建設に向けた作業に着手できるようになりました。

土地の売買契約が進められるとともに、会館建設委員会が新たに組成され、会館建設についての方針及び概略計画を決めることから始められました。そして委員会では、設計と施工はそれぞれ別の業者に依頼し、会員からの紹介によるものとするとの基本方針を立てました。

設計は、紹介された設計事務所間で、委員会でもとめた要望事項等を基に、設計料金及びプラン提案を競ってもらい、経歴等も含めた総合的な判断により決定することとした結果、21社の参加業者の競合参加があり、委員会が推薦した4社の中から最終的に理事会の決定をもって、設計事務所が選ばれました。

平成22年の年明けとともに、委員会は設計事務所と数度の具体的な打合せを重ね、基本設計についての理事会承認を得て、実施設計を進めてもらうとともに、平成22年度の定時総会に向けての建設費の見積り及び資金計画のより詳細な検討を重ねました。

定時総会で会館建設の承認決議を得た後、ある程度の応募基準を定めて会員紹介の施工業者を募ったところ、25社の応募を頂き、最安値の見積りを提示された業者に施工を依頼することとなりました。

平成22年9月1日に工事契約を結び、9月7日には地鎮祭をし、建築確認後10月中旬から工事が開始されました。

それから約5か月間、施工業者・設計事務所・三重会の三者による毎週の定例会議を持って工事を進め、平成23年3月20日に工事は完了、3月29日に建物引渡しの日を迎えることができました。ただ、委員会では新会館での什器はなるべく従来使用のものを引続き使用する方針を採り、新什器購入の検討等のため引越しを1か月延ばして、4月29日の新会館への引越しは、引越し業者、事務機業者、会長・副会長以下理事・監事18人の手で行われました。

平成21年5月の定時総会以後、新会館完成まで2年近くかかりましたが、図面や写真のとおり南北に細長い変形の敷地形状に合わせた建物となり、将来は地域のメイン道路になるであろう沿線の中勢バイパス(国道23号線)



建物外観

からもランドマークとなるようなアール屋根を持つかなり特徴のある建物となりました。配置としては建物と駐車場との間に車路が真直ぐに通じ、門を入ると左側に雨天も利用できるように身障者用駐車スペースから建物エントランスまで屋根が架かっております。

吹抜けとなったエントランスホールには通常の入口のほか、車椅子での入館も可能にするスロープ付の入口を設置し、1階は全てバリアフリーとしました。1階の事務室と資料センター室は一体利用のOAフロアとし、その奥に会長室が一直線に並ぶ平面配置となりました。

2階は会議室の他、開設を予定している境界問題相談センターのADR調停室を設け、1階と2階には控室にもなる部屋を設けました。

会議室と調停室は一体利用できるようにして50人程度の会議を可能にしました。

鉄骨造2階建延面積293.59㎡(88.81坪)の建物にあれもこれもと詰め込んだものとなりましたが、施工業者や設計事務所の努力のお陰で当初の予算内に収めることができました。

新会館建設に当たり懸念していたことは、臨時総会までしてお願いをした会員からの建設資金拠出借入金のことでした。拠出借入金は、建設資金に充当するため、将来の返済を前提にして会員から一時的に借り入れをする資金でしたが、協力をしていただけない会員



エントランス

がある程度の割合で出て来るのではないかと考えていました。しかし、三重会294名の内99%の会員の協力を得るに至り、一人一人が様々な意見を持ちながらも、新会館に対する会員の思いを知ることができたことが、会館建設委員会の一員として一番嬉しいことでした。改めて三重会会員の皆様方に感謝をいたしますとともに、新会館の建設に携わってこられた設計事務所及び施工業者各位並びに実際に会館が使用できるようにしていただいた協力業者各位に感謝を申し上げます。そして、20年余も諸先輩方が会館取得の願いを受継いでくださったからこそ、三重会の悲願が達成できたことに感謝いたします。

最後に、平成21年度の定時総会での会館取得委員会報告書末尾の文章を転記して結びとさせていただきます。

『当委員会が本件用地を視察した時に、視察者全員が本件土地の「明るさ」に驚嘆し、素直に全員が「ここだ!」と直感ではあるが感想を持った。三重会は新しい会館を取得すると同時に新しい未来へと踏み出す。当委員会は、その時に三重会会員全員が、我々が本件土地視察時に感じた様な「明るい希望」を胸に抱くことを切に希望する。』



事務室



大会議室



会長室

広島県土地家屋調査士会事務局

東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

皆さんこんにちは、広島県土地家屋調査士会事務局です。今回は広島会から「事務局紹介」をお届けします。

広島県は、南を瀬戸内海、北は中国山地に囲まれ、瀬戸内の温暖な気候と中国山地の厳冬の気候は、豊富な海の幸と山の幸を育み自然豊かな風土を作り出しており、人口約286万人、面積約8,477平方キロメートル、世界文化遺産に指定されている「原爆ドーム」、「宮島・厳島神社」を有する観光県でもあります。また、平成21年3月に竣工しました新広島市民球場(MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島)は、プロ野球「広島東洋カープ」の本拠地であり、試合開催日には多くの観客が足を運んでいます。同球場は右翼100メートル、左翼101メートル、中堅122メートルの全面自然芝となっており、JR広島駅の近くにあるこの球場は、新幹線などの車窓からも見るができます(全国の皆さんに新球場の写真をご覧いただきたいのですが、是非、ご自身の目でご覧いただきたい、あえて省略させていただきます。)。ちなみに戦後復興のシンボルとされ、多くの県民・市民に親しまれた旧広島市民球場は、現在、解体作業が行われています。

昨年度は、土地家屋調査士制度制定60周年記念の節目の年でありました。広島会においては、記念すべきこの年に広報部を中心に制度のPRを重点目標に掲げ、地元「中国新聞」に3回にわたり新聞広告を掲載したところであります。その一部である第一弾(土地家屋調査士のPR・平成22年7月31日掲載)は、本誌平成22年12月号(No.647)において紹介されたところでありますが、その後、第二弾(筆界特定とADRの連携(広島法務局長と当会会長の対談)・平成22年11月27日掲載)、第三弾(14条地図作り・平成23年3月19日掲載)と新聞広告を行いました。いずれも最終原稿が確定するまで、担当された役員の皆さんの熱心な打合せが行われたところであり、事務局としても可能な限りのお手伝いをさせていただきました。また、同広告で募集したアンケート(寄せられた意見・質問など)については、応募のあった一人一人にお礼の言葉と回答を添えて返信しています。ここで改めて3本の新聞広告を紹介させていただきます。



広島会は、現在の会館は平成13年1月完成の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建、1階は駐車場、2階は事務局、小会議室、境界問題相談センター、3階の一部は(社)広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局、4階は大会議室となっており、会員は470名前後で推移しています。事務局は職員4名で執務を行っており、経理事務、会員の情報管理、各種行事の支援などに明け暮れていますが、中でも登録事項変更届についてはいろんなパターンがあり事務処理に悩まされるところ、連合会事務局の担当者の皆さんのご指導を仰ぎながら処理に当たっています。本誌をお借りし連合会事務局の皆様にお礼を申し上げます。

取り留めのない「事務局紹介」となりましたが、全国の会員と事務局の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、広島の地から失礼します。

広島県土地家屋調査士会連絡先

〒732-0057

広島市東区二葉の里一丁目2番44号

TEL : 082-567-8118 FAX : 082-567-8558

URL : <http://www.hiroshima-chousashi.or.jp>

MAIL : chosashi@mocha.ocn.ne.jp

釧路土地家屋調査士会事務局

北海道は、札幌、旭川、函館、釧路の四土地家屋調査士会に区分されており、そのなかの当釧路会は、道東地区にあって、釧路市、根室市を中心とした釧路(会員数27名)、帯広市を中心とした十勝(会員数38名)北見市、網走市を中心としたオホーツク(会員数25名)の各支部に分かれています。

本年3月には長年の懸案事項であったADR法による「境界問題解決支援センター道東」の設立にこぎつけたところです。北海道、特に釧路地方は、境界問題に関する紛争問題件数はそれほど多くはないのですが、今後はより広範囲にわたる関連案件の解決に向けて体制を整えてまいりたいと考えているところです。

それではここで道東地区について少々PRさせていただきます。まず地域の広さですが、四国4県に山口県と島根県を加えた面積とほぼ同じです。季節的には、夏は短く6月には桜の花も散り、夏らしい季節は7月と8月の2か月という感じです。

次に、地域内の3つの国立公園についてですが、昭和62年に指定された釧路湿原国立公園があります。この湿原は、今から6千年前にはまだ海で、現在ののような湿原の原型となったのはおよそ3千年前ということです。日本最大の約1万8千haの湿原は、国内最初のラムサール条約登録湿地となりました。特別天然記念物の丹頂やキタサンショウウオ等稀少動植物の生息地としても知られています。

戦前に指定された国立公園の一つである阿寒国立公園は、阿寒、屈斜路、摩周のカルデラ地形を基盤とし、火山と森と湖による豊かな美しい景観が見られます。我国最大のカルデラ湖である屈斜路湖、世界有数の透明度を誇る摩周湖、特別天然記念物のマリモが生息する阿寒湖をはじめ、噴煙を上げる硫黄山、美しい湖ペンケトー、パンケトー等数多くの見所があります。

北海道の東北端に位置する知床半島を中心とした知床国立公園は、昭和39年に指定された約39haの自然公園で、エゾシカ、シマフクロウ等の野生鳥獣が多く、海域では、トド、アザラシが見られ、冬には流氷が接岸します。平成17年世界自然遺産にも登録されました。

掲載の写真は、事務局が入っている会館と、観光パンフレットには載っていない光景です。是非一度道東地区の豊かな自然環境を満喫して下さい。



釧路土地家屋調査士会連絡先

〒085-0833

釧路市宮本1丁目2番4号

TEL : 0154-41-3463 FAX : 0154-43-2045

URL : <http://www.kushiro-chosashi.jp>

MAIL : sen.cho@aurora.ocn.ne.jp

全国土地家屋調査士政治連盟

第11回定時大会開催

平成23年3月14日(月)午後1時から、東京都千代田区平河町の「都市センターホテル」において、全国土地家屋調査士政治連盟の第11回定時大会が開催された。



今大会は3月11日午後2時46分に発生した最大震度7(マグニチュード9.0)の地震による大津波災害のあった東日本大震災直後の大会となり、被災地にあたる東北ブロック協議会及び交通機関の一部が停止した関東ブロック協議会の一部の会長・代議員・役員が欠席となる中、日本土地家屋調査士会連合会・松岡直武会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協議会連絡協議会・鈴木洋美会長及び全国土地家屋調査士政治連盟の名誉役員をお迎えし開催された。



全調政連 菅河副会長



全調政連 待野会長

大会は、菅河副会長の司会のもと進行され、出席者全員での黙祷の後、大野副会長が開会の言葉を述べ、続いて待野会長が挨拶を行った。待野会長は、災害直後の本大会開催に際し、被災にあわれた方々へのお悔やみ・お見舞いの言葉を述べられた後、開催に向けての苦渋の選択があった旨を述べられた。本来であれば大会終了後に国会議員の先生方をお招きし懇親会が開かれるところであるが、今般の事情によりこれを急遽中止する事を、大会前に議員会館を訪問し、ご案内した国会議員の先生方全員に対し直接説明を行ったことの報告がなされた。

次に、来賓の、松岡日調連会長からは、本大会の開催までの苦渋の決断をねぎらわれるお言葉を頂戴した。

連合会としても大規模災害対策本部を発動し、災害からの復興支援に全力を挙げることを述べられ、政治連盟においても全面的にこ



日調連 松岡会長

れに応援願いたい旨が述べられた。また、災害とは異なるが、昨年度の地域主権戦略会議における法務局・地方法務局の地方移管の議論への対応においてご尽力を頂き感謝する旨のお言葉を頂いた。

引き続き、鈴木全公連会長からは、本来であればいろいろなお願いをするところなどのお断りのもと、鈴木全公連会長の出身会である福島県の被災状況、被害状況を事細かにお話ししていただき、悲惨な状況が目につかぶようであった。

その後、高知調政連の大石会長が議長に選出されて議事に入り、加藤幹事長から平成22年度の活動報告ならびにその流れについて報告がなされた。また、詳細については、齋藤副会長(総務委員長)、乗川副会長(制度対策副委員長)及び大野副会長(組織強化委員長)から報告がなされた。

議事に入り、第1号議案の財政状況については、佐藤会計責任者及び福本会計責任者職務代行者が電車の不通により欠席の中、齋藤副会長から報告がなされ承認された。第2号議案については運動方針の議事が、第3号議案ではその予算案の議事がなされ両議案とも



全公連 鈴木会長



高知調政連 大石会長



全調政連 齋藤副会長



全調政連 乗川副会長



全調政連 大野副会長

承認がなされた。第4号、第5号議案では、全国土地家屋調査士政治連盟規約の一部改正及び全国土地家屋調査士政治連盟会費規則の一部改正について提案がなされ、第4号議案については規約第2条の一部について待野会長により修正がなされた後承認がなされた。また、昨年度から行われている『大会決議』

を6号議案として待野会長から示され、採択された。

さらに、本大会は役員改選期であり、第7号議案として上程された。会長及び幹事長についての届け出はそれぞれ1名であったため、選挙は行われず、新役員は次のとおり承認された。

会 長	横山 一夫	神奈川	(関東)
副会長	市川新太郎	東 京	(関東)
	加藤 幸男	大 阪	(近畿)
	森 廣幸	岐 阜	(中部)
	八瀬 渉一	大 分	(中国・九州・四国)
	松田 圭市	福 島	(東北・北海道)
幹事長	小沢 宏	東 京	(関東)
副幹事長	小出 國正	長 野	(関東)
	加古 幸平	滋 賀	(近畿)
	高野 國範	富 山	(中部)
	永美 一雄	鳥 取	(中国)
	八瀬 渉一(兼務)	大 分	(九州)
	松田 圭市(兼務)	福 島	(東北)
	阿部 重雄	札 幌	(北海道)
	池川晋一郎	愛 媛	(四国)
	佐々木 健	神奈川	(関東)
会計責任者	佐藤 和夫	栃 木	(関東)
会計責任者			
職務代行者	福本 正幸	神奈川	(関東)
監 事	芹澤 利二	山 梨	(関東)
	四宮 勉	徳 島	(四国)



全調政連 横山新会長



新役員一同

大会開始に際し、加藤幹事長から、被災調政連(宮城調政連、岩手調政連及び福島調政連)に対し支援をとの呼びかけで多くのお見舞金をお預かりし、大会を終了した。

(文責：全国土地家屋調査士政治連盟幹事長 小沢宏)



全調政連 加藤幹事長

会長 レポート

4月16日～5月15日

Report

また、この日は、eラーニングの研修教材の収録も行う。

4月21日

東日本大震災に関する打合せ会

午前 東日本大震災の被災地域は、文字通り東日本全域の広範囲にわたるが、最も大きなダメージを受けている福島、宮城、岩手の各土地家屋調査士会長と担当役員の皆さんにお越しいただき、連合会、各土地家屋調査士会のそれぞれから現状の報告と今後の被災地の復旧・復興に向けての取り組み・連携についての打合せ会を開催。連合会からは各種の政策要望においては被災会員の支援と被災地の土地家屋調査士会の運営の支援を第一に考えていること、その内容等について説明。各会からは被災地の会員の現状、同地域における登記申請事件の動向などを報告いただいた。

震災後1か月以上経過して岩手会の会員の一人が津波の犠牲となられたことが確認されたこと、一方で各会とも、被災地域の復旧・復興のための取り組みに着手していることなど、現場からのナマの報告を頂いた。

21～22日

第1回理事会

21日午後から平成23年度としては第1回の理事会を開催。

冒頭、午前中の打合せ会に出席いただいた福島会・柴山会長、同会・五十嵐副会長、宮城会・鈴木会長、同会・鈴木(洋一)業務部長、岩手会・菅原会長、同会・上田副会長にも同席いただき、被災地の土地家屋調査士会としてのこれまでの対応経過と現状の報告、全国から救援物資や義援金等の支援についてのお礼が述べられた。

理事会では、定時総会に付議する平成22年度収入支出決算報告案や平成23年度事業計画案、同予算案を審議いただいたほか、7月31日を『土地家屋調査士の日』として制定することについて、東日本大震災における復興支援対策についてなど、多くの協議が行われた。

理事会終了後、TBSテレビの取材を受ける(区分所有に関する番組用とのこと)。

28日

民主党法務部門会議

法務省、地殻変動と筆界についての事務連絡発出
早朝の飛行機で上京、午後から開催の民主党・法務部門会議の提出資料等の打合せ。

午後 志野・竹内両副会長、瀬口専務、竹谷常務、小野・戸倉・漆畑・児玉各理事と一緒に衆議院議員会館大会議室で開催された民主党・法務部門会議に出席し、東日本大震災における日調連と各土地家屋調査士会の対応経過及び関連分野の政策要望等を行う。日司連、日弁連、日行連の各団体からもヒアリングが行われた。日調連からはこれまでも数回に亘って不動産登記をはじめ、土地家屋調査士の関わる復興支援策への要望に加えて、地殻変動に伴う地表面の水平移動と土地の筆界についての考え方の指針を早期に発出いただくことで混乱を回避することができることを説明。更に、復興対策・支援関係で専門職等が社会貢献の一環として受託する事業については、競争入札等によるのではなく、どのような形式をとることが当該事業が円滑適正に遂行できるか、に重点を置いた受発注形式を採用していただくよう要望。また、専門家団体が単独又は、複数の専門家団体が連携して復興支援する場合には、経費面も含め、特段の支援をお願いしたいことを申し上げた。なお、日弁連から出席の津久井進弁護士からも、阪神・淡路大震災における取組みを例に同様の要望と説明をされた。

阪神・淡路大震災の際の経験もあって、東日本大震災発災直後から『地震による地殻変動に伴う地表面の水平移動と土地の筆界についての考え方・指針を早期に出していただきたい旨を法務省や与野党の法務部門会議等に要請してきた。去る4月5日には日調連会長名で法務省民事局長宛に文書照会も発していた。この日、ようやく民事第二課法務専門官から各局首席登記官宛の「事務連絡」として震災後に提出される地積測量図の取扱いにつ

いての文書を発出したとの連絡を法務省から頂く。現地では、未だ余震(かなり強い)が続く中ではあるが、間もなくすれば分筆や地積更正・変更等の登記申請が続々と法務局に持ち込まれると思われる。被災地の登記所備付地図の取扱いや、修正作業等に向かったの現地調査や多面的な検討が必要になるが、この事務連絡はそのスタートとなるものと思う。

29日

ようやく運行再開した空路で仙台へ。

今年の連休中は石巻出身の甥に運転を頼んで、所属する阪神・淡路まちづくり支援機構の付属研究会が主宰する『東日本大震災ワンパック専門家相談隊』の一員として被災地の皆さんの相談をお受けする企画に参加することを兼ねて、改めて50日を経過した被災各地を踏査することとした。むろん会務ではなくプライベートな立場での参加である。

『阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会』は弁護士会・司法書士会・土地家屋調査士会・不動産鑑定士会・税理士会・建築士会の6専門職・9団体で構成する阪神・淡路まちづくり支援機構を母体とし、阪神・淡路大震災後の復興支援にあたり、学者・研究者・実務家が一体となって被災と復興における問題点を抽出し、政策提言や立法提言をするための機関としてスタートした。

設立後15年を経過している現在も、支援機構設立時に中心となって纏められた斎藤浩弁護士(立命館大学大学院教授)と塩崎賢明・神戸大学大学院教授を共同代表に活動を続けている。

相談会には30日から参加することとし、この日は空港到着後、仙台市内各地の被災地で復旧の状況などを見る。

30日

釜石～大船渡～陸前高田～一関

東北道を経て、花巻経由で小雨の中を新日本製鐵・釜石事業所がある岩手県釜石市へ。市内中心部・鈴子町にある釜石市教育センター会議室を会場に相談会を開催中の「ワンパック相談隊」に合流。弁護士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、建築士、学者の先生方に交じって、兵庫県土地家屋調査士

会の中井富子さん、前田哲也さんが相談会の主要メンバーとして参加いただいている。相談会終了後、壊滅状態の市内中心部や釜石港を経て大船渡市に向かう。水産加工場の多かった土地だからなのか、腐乱した魚の異臭が街中に漂い、大きな船が市街地に何艘も乗り上げている。およそ信じられないような光景の連続。

先日日調連役員と一緒に概況調査に訪れた陸前高田市内を経て宿舎の一関に到着したのは午後8時を回っていた。

5月1日

陸前高田～気仙沼～南三陸町

早朝に一関を出てこの日の相談会場である陸前高田市の高田小学校へ。

校庭では他県からのボランティアの皆さんが校庭の泥土を取り除く作業をしている。

運動場には建物の瓦礫や車の残骸が山を成し、学校の隣接地では既に傾きがひどくなったためか、住家を重機で取り壊す作業が続いている。この学校はかなり高台にあるのだが、一階は浸水したとのこと。相談会場には陸前高田市民の方の他、大船渡市からの避難者も次々と訪れ、自宅の再築用地の購入と法規制のこと、生活のこと、相続問題、傾いた家の修復の可能性、事業の継続と流失した建物と担保のこと、瓦礫の問題などの相談が寄せられた。

来場者が一段落したところで、会場を出て気仙沼市に向かう。ここは地震直後に火災が発生した街でもあり、街中深くに乗り上げたまま火災で焼け焦げた船や建物が無残な姿のまま放置され、復興への道のりの遠さを実感した。南三陸町に入り、歌津・志津川付近では海岸近くはもとより、川沿いに山中にまで津波が遡上した形跡が残る。登米市を経て石巻の姉宅に到着したのは午後8時。

2日

相談会、放射能汚染に関する勉強会

阪神・東京・宮城の支援機構合同シンポジウム

午前中は仙台市内の宮城県司法書士会館を会場に相談会が開催された。相談者が途切れるのを見計らってワンパック相談隊に参加の原子力学者として著名な京都女子大学現代社会学部の水野義之教

授から福島原発被災による放射能汚染について現状と、水野教授ご自身の分析・見解をお聞きする勉強会を開催。

難しい科学用語のオンパレードということもあって、報道されていること以外に知ることができない我々素人にとって様々な課題が山積していること、ガンマー線、アルファ線、ベータ線からシーベルトとかベクレルといった聞きなれない用語のこと、風評被害について、安全生活の心構え、報道と政府等の公表のあり様、などなど、多くのことを考えさせられ、勉強になった。

午後から宮城県弁護士会館に場所を移して宮城県災害復興支援土業連絡会(会長・山谷澄雄弁護士)が主宰するシンポジウムに参加。阪神からのワンパック相談隊の先生方や菊池千春・東京土地家屋調査士会副会長が代表を務める災害復興まちづくり支援機構からも菊池代表、事務局長の中野明安弁護士他も参加し、復興過程における阪神・淡路大震災と東日本大震災の異同、復興と街づくりのあり様、産業の再生、仮設住宅問題、補償問題、原発問題、被災者支援のあり様、医療問題等々多岐にわたった報告・討論の後、共同アピールを採択して終了した。宮城県土地家屋調査士会から鈴木修会長、岩淵正知連合会理事、南城正剛連合会制度対策本部員他の皆さんが参加していただいた。(この後、『相談隊』は福島県下で原発避難者などを対象にした相談会を開催したが、私は日程の都合でここで相談隊を離れた。)

3日

石巻市内

朝から石巻市内各所へ。ここは私が生後数か月から5歳まで育った場所である。まずは先祖のお墓にお参りしたが、墓碑の多くは倒壊や損壊・移動し、地殻変動の大きさを如実に語っていた。旧河南町の海岸線から幾分離れた地点では地殻変動による被害が見られ、旧河北町から海岸までは津波と火災により街が丸ごと焼失している。市内一の眺望スポットでもある日和山から見える市内は万を超す建物があつたはずなのに、わずか数戸の建物残骸を残してすべて瓦礫と化している。(警察庁の調べでは石巻市は2964名が死亡、2770名が

行方不明、全壊住家2万8千棟～5月21日現在。)東北有数の都市であつたはずなのに、まるで空襲の跡地かSF映画を見ているような錯覚を覚えた。

4日

仙台～岩沼～名取

石巻市内から東松島市・松島町へ。ブルーインパルスで有名な航空自衛隊基地のある旧矢本町から南下し、街中に船が乗り上げ、仙石線の脱線等が報道された野蒜から松島町へ。大きな打撃を受けたことが報道されていたカキ養殖場(跡)、少しは観光客の姿も見えだしたような松島海岸(なぜか、この辺りは目で見える範囲の被災は少ないように感じた)を経て名取市、岩沼市へ。空港近くの防潮林はすべて根元から内陸方向に曲がって、ところどころ水の引かない土地(陥没地?)が目に入る。当時駐車場に止めてあつた車は総て津波で押し流されたとのこと。再開したばかりの空港は全日空と日本航空いずれもごく小さなチェックインカウンターで営業していたが、あの日、小型飛行機や自動車が津波に呑み込まれていく映像をテレビで見た記憶がよみがえり、よくぞ運行再開できたものと、その努力に敬意を表する思いで搭乗し、私の連休は終わった。

釜石から岩沼まで、連休を利用して東日本大震災の被災地の一部を縦断してきたが、都市型災害ともいえる阪神・淡路大震災の時と違い、東日本大震災の被災地は農業、漁業、畜産業といった第一次産業が主要産業であり、何代にも亘ってそれぞれの地域とともに生きてきた被災地と被災者の皆さんにとって、復興はおろか、復旧でさえ、とんでもない時間を必要とするのではないだろうか、被災地のハードの復興とともに、被災者の心の復興までの道のりはとてつもない時間がかかるのだろうか、と実感し、専門職の一角として、また同じ時代を生きる国民の一人として、何ができるのか、何をしなければならないのか、を模索する数日だった。

10日

東日本大震災復興支援対策会議(正副本部長会議)
正副本部長、瀬口専務、竹谷常務、國吉本部員に

出席いただき、震災復興に関する各担当部門の報告を頂く。全国各界から連合会に寄託されている義援金の配分について、損害保険各社から連合会を通じて被災地の土地家屋調査士に協力要請のあった『地震保険に関する現地調査業務』の推移、登記関連実務に関する通達・法令等の確認、近く予定されている法務省・仙台北支局及び管内各地方支局の担当者との打ち合わせについての準備のための調整を行う。なお、会議当日に予定されている現地の概況把握のための合同調査の準備として小野業務部長、小林社会事業部長、岩淵理事、児玉理事の皆さんは一足早く現地において調査・測量・解析・資料作成にあたることとした。

またこの日、境界標識等のメーカーである株式会社コノエ測器(本社東大阪市・河野栄社長)から酒本好司・執行役員他のみなさんが見えになり、日調連が復興支援に際し必要となるだろうからということで、高精度なハンディタイプの測距・測定器を5台寄贈頂いた。早速現地概況調査に活用させていただくこととした。

夕刻 共同通信社社会部の田村晃一さん、高崎正寛さんが来館され意見交換させていただく。

11日

大阪会北支部総会

午後から、所属する大阪土地家屋調査士会北支部(高杉直秀支部長)の平成23年度定時総会とその後の懇親会に出席。挨拶の中で連合会の取り組んでいる重点事業や東日本大震災に関する報告などをさせていただいた。セレモニーでは、旧知の杉本好弘・北出張所長にも久しぶりにお会いすることができた。

12日

仙台北支局 浅井局長

翌日開催の法務省・仙台北支局と管内の地方支局・日調連・被災地の土地家屋調査士会との合同意見交換会を前に、関根副会長、瀬口専務、中塚理事とともに仙台北支局に浅井琢児局長、高村一之民行政部長を表敬させていただく。浅井局長から頂いた名刺には『がんばろう 東北! がんばろう 日本!』と記されていたが、登記所庁舎

の被災も伝えられる中、被災地を管轄する法務局長としてご尽力いただいていることに感謝の意を表させていただいた。

13日

東日本大震災復興支援のための合同意見交換会 合同現地視察

被災地の土地家屋調査士会長との打ち合わせ

午前 新庁舎に移転したばかりの仙台北支局で浅井琢児・仙台北支局長以下同局の幹部の皆さんと管内各地方支局の首席登記官、総括表示登記専門官、日調連から関根副会長、瀬口専務、岩淵理事(宮城公嘱協会理事長)、中塚理事、被災地の土地家屋調査士会から柴山武・福島会長(東北ブロック協議会長)、鈴木修・宮城会長、菅原唯夫・岩手会長、全公連・柳平幸男副会長が出席して合同意見交換会が開催された。災害復興支援等のためにこの種の合同会議が催されるのは初めて。会議では地殻変動による地表面の移動と登記の取扱い、登記所備付地図の修正作業のための現状調査とその後の地図の取扱い、職権による滅失登記のプロチャートなどなど、多くの課題について意見交換がなされた。特に14条地図の取扱いについては地震による地殻変動の数値も大きく、広範囲にわたること、変動の状況が一定でないことなどから、多くの意見や提案が出された。被災地の登記実務の円滑さの確保にとって実りの多い会議となったと思う。

午後からは、日調連・小野業務部長ほか担当の役員には現地の事前調査の成果を踏まえて、会議に出席された法務局の皆さんとの合同現地視察で説明役を務めていただいた。

一方、関根副会長、瀬口専務は午後から宮城県土地家屋調査士会館で柴山・鈴木・菅原各会長と連合会役員が義援金や被災地の住民対象の相談会の運営等について打ち合わせ。

会議開始直前に、山形会の相田治孝会長がお見えになり、被災地の3会長に山形会員からのお見舞いを届けられ、立ち合わせていただいた。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年4月1日付

東京	7660	塩野 健一	神奈川	2902	勝俣 桂樹
神奈川	2903	落合 大之	神奈川	2904	千田 俊雄
埼玉	2490	池田 成男	埼玉	2491	米山 剛
千葉	2088	石野 正美	栃木	897	阿部 浩喜
静岡	1710	浅田 夕子	静岡	1711	渡邊 悠
静岡	1712	倉知 三奈	新潟	2173	滝澤 秀樹
大阪	3125	中野 壽哉	京都	830	面村 好高
京都	831	瀧野 和博	京都	832	清水 葉子
兵庫	2381	井上 雅之	兵庫	2382	杉本 繁俊
愛知	2769	鈴木 伸幸	愛知	2770	岩崎 寛人
愛知	2771	樋口 英親	岐阜	1228	松葉 広達
福井	427	井上慎太郎	石川	646	笠原 竹志
富山	495	中井 覚三	広島	1825	宮 修
広島	1826	宮崎 宏子	福岡	2186	清水 秀信
長崎	767	高瀬 基嗣	鹿児島	1039	有馬 勝郎
岩手	1129	松下 宏伸	札幌	1153	糸田 和司
徳島	491	阿部 健			

平成23年4月11日付

千葉	2089	作田 一臣	千葉	2090	大塚 智則
茨城	1411	小貫 竜一	静岡	1713	中野 賢行
兵庫	2383	中原 俊二	奈良	419	奥村 昌子
和歌山	416	千賀 隆平	愛知	2772	小原 洋介
愛知	2773	清水 範和	愛知	2774	黒坂 剛士
三重	866	内山 憲一	岐阜	1229	佐竹 希仁
富山	496	池田 由香	岡山	1349	川上 真弘
熊本	1169	松本 英明	宮崎	777	野中 威志
岩手	1130	下斗米佑太	愛媛	827	藤田 仁史

平成23年4月20日付

千葉	2091	大倉 寛	京都	833	中野 由倫
熊本	1170	盛岡 将吾			

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年1月9日付	愛知	400	伊井 一雄
平成23年1月11日付	愛知	1466	横井 安
平成23年1月21日付	埼玉	1704	市川 章夫
平成23年3月8日付	秋田	908	松橋 博之

平成23年3月13日付	香川	439	西井 隆
平成23年3月18日付	東京	1190	石原 正信
平成23年3月20日付	宮崎	552	奥 保雄
平成23年3月24日付	神奈川	316	堂谷内文夫
平成23年3月25日付	千葉	1167	豊蔵 康

平成23年4月1日付

東京	5294	多田 勝治	東京	7288	樋口 勝久
神奈川	1465	大城 清男	千葉	1488	吉野 清一
千葉	1508	庄司喜美男	静岡	700	大橋 勝
静岡	828	山田 好行	山梨	353	金井 広光
滋賀	60	藤木 政章	和歌山	215	滝澤 侑勇
愛知	2366	菊地 尚俊	岐阜	284	鷺見 丈夫
山口	650	溝口 保二	佐賀	382	中島 安夫
大分	641	仲井 憲夫	秋田	945	眞壁 孝男
高知	457	別役 晃正			

平成23年4月11日付

東京	6839	森田 茂	神奈川	880	原 秀蔵
神奈川	1528	斉藤 健一	神奈川	2841	大坪 廣一
埼玉	377	鯨井一太郎	埼玉	1011	金子 忠吉
埼玉	1579	伊藤 恒	千葉	853	松川 尅三
千葉	1979	山田順二郎	栃木	367	五月女敏美
栃木	438	小柳善次郎	栃木	851	東原由己夫
長野	1001	竹下 肇	長野	2254	石原 康夫
長野	2360	村松 正彦	新潟	1567	奥泉 潔
新潟	1738	近藤 保憲	新潟	1747	大関 吉雄
大阪	1272	内海 治	京都	408	人見 勝
愛知	846	山本 忠義	愛知	1489	竹内 誠
愛知	2406	杉田 勇雄	三重	436	宮本 貞夫
岐阜	700	大野 寛	岐阜	775	鈴木 正直
岐阜	943	武井不二夫	岐阜	1010	中嶋 孝
石川	210	山下 晶弘	佐賀	525	富永 雪春
福島	1048	加藤登司勇	福島	1270	渡辺 末治
山形	609	大久保一男	青森	539	大柳 和夫
札幌	470	田淵 強	札幌	611	清水 秀男
札幌	928	大田 伸之	札幌	957	東海林靖志
香川	214	山花 博	香川	390	佐藤 次男
愛媛	403	古川 光彦	愛媛	759	高橋 宏明

平成23年4月20日付

山梨	38	小林 昭一	長野	2432	大井 和幸
奈良	156	中川 治	三重	684	酒井 睦泰
広島	1115	岡本 雅之	福岡	726	志摩 幸男
福岡	1198	福富 弘通			

神奈川会

「県央支部厚木市少年サッカー大会 土地家屋調査士杯」

県央支部 磯村 貴



『神調報』 No.409

拝啓 神奈川会会員の皆様お元気ですか、私は歳相応ですがまあまあ元気だけあります。元気だけです。夜逃げするか生き延びるかの、とんでもない時代です。仕事の方は自転車操業真っ只中で、競輪選手のようにケツを上げて毎日突っ走ってます。ジェット戦闘機に例えるとタッチアンドゴーの毎日です。

さてこんな話はさておき、本題の第2回土地家屋調査士杯の話を。

過日サッカーアジア大会で日本代表が優勝しました。しびれました。日を同じくして行った大会が第2回土地家屋調査士杯です。小学2年生といっても、サッカー技術、かっこよく言うとスキルはなかなかのものです。日本代表のミニ版です。サポーターの保護者も一喜一憂し、十分ゲームを楽しま

せてくれます。去年も書きましたが、厚木市少年サッカー大会の協賛団体は

6年生 アンリツさんと毎日新聞さん

5年生 日産自動車さん

4年生 神奈川工科大学さん

3年生 マクドナルドさん

そして2年生が土地家屋調査士会県央支部です。1年生はホストがまだいません。協賛回数が多いのは28回のアンリツさんです。継続は力なり、土地家屋調査士会はこれを追随しなくてはと思っています。まだまだ先は長いですが。2年生のちびっ子選手が調査士杯の賞品を見て本部前はちびっこ選手の人ばかり。

参加賞の土地家屋調査士会名入りのボールペン、クリヤーファイル、そして土地家屋調査士の業務

宣伝広告、土地家屋調査士会のオレンジの横断幕、ブルーの突撃旗。

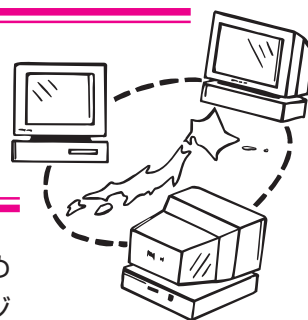
「土地家屋調査士とはいったい何をする人なのか君達わかるかなー？」と聞いてもそんな事はちびっ子選手には分らず眼中にはありません。どうでもいいのです。賞品しか見えていません。しかし彼らと保護者、そして指導者の頭の隅っこに土地家屋調査士の名が刻まれたことは間違いありません。それは賞品全てに土地家屋調査士会の名が刻まれているからです。ボディブローといっしょで後から効いてくるのです。ジワジワと。厚木市サッカー協会の中にも土地家屋調査士の名がちょっとずつ浸透している様子です。まず名前を覚えてもらうこと、人間同士と同じです。人間同士名前を覚えたら次はお互いのことを聞いたり、話したり、それと同じで土地家屋調査士の名が浸透すれば、何をする人なのか興味は自然と湧いてきます。

まだまだ先は長いけど土地家屋調査士杯は続けたいですね。土地家屋調査士杯参加選手が、日の丸背負って世界の舞台に日本代表で活躍する日を気ながーに夢みて。

敬具



会員の広場を利活用ください



平成23年5月10日から連合会ホームページ「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法等が変わりました。詳細は、連合会ホームページを参照願います。

なお、平成23年5月9日まで使用されていたID及びパスワードはご使用になることができません。連合会ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。

「会員の広場」ID申請方法

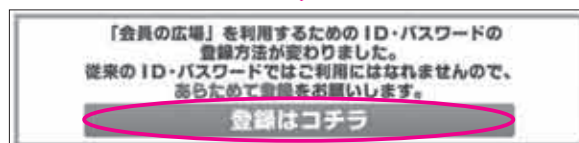


連合会HPのトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「**会員の広場**」をクリック

1



「**同意して入場する**」ボタンをクリック



「**登録はコチラ**」をクリック

2

3

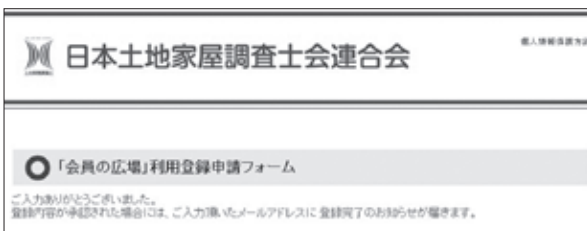
4

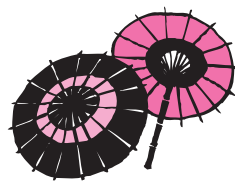
必須項目を入力して**確認画面へ**をクリック。
入力内容を確認したら、**確定する**をクリック。



ご入力いただいたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。

3日経過してもお知らせが届かない場合、連合会(電話:03-3292-0050、メール:kaiin_hiroba@chosashi.or.jp)までご連絡ください。
なお、メールアドレスに誤りがあると届きません。





遅桜

水上陽三

胸中を過ぐ八十五回目のさくら
この風を何と呼ぼうかみどりの日
遅桜落花の厚み足裏にす
老鶯に歩数をかせぐ遠回り
触るるまで落葉松若葉剛と見ゆ

雑詠

水上陽三選

愛知

清水正明

箸墓の闇の深さに墓鳴けり
母の日の妣に供へる味噌むすび
境界の和議に雨止む花卯木
安達太良を二人で見たき青時雨
草笛を教へて論す保護司かな

岐阜

堀越貞有

干し鳥賊や風吹くたびに足絡め
一滴に全山写し滴れり
にはとりに欠伸をもらふ春の昼
菊根分け親の言ひ分子の不満
母の日の法会に母を偲びけり

東京

黒沢利久

憲法記念日灰色の空となり
惜別のころ酒盃に春の宵
武道館半旗を掲ぐ花の風
葉桜や東日本に余震なほ
調査士の古看板や風五月

茨城

島田 操

日々山に溶け込む葉色おそぐら
姫女苑童地蔵をかこみたる
母の日の父の座もある祝膳
薫風の道連れとなる山路かな
田に映る筑波の峰に早苗植う

埼玉

井上晃一

手作りの料理持ち寄る花筵
被災地を桜前線駆け登る
紫陽花の苗を土産に旅帰り
入学子制服を着て礼参り
曇り目はつきり残る鯉幟

今月の作品から

水上陽三

箸墓の闇の深さに墓鳴けり

清水正明

作者の注記をそのまま引用すると、奈良県桜井市の箸墓古墳は、宮内庁によると第七代孝霊天皇の皇女倭迹迹百襲姫の墓とされていますが、最近の炭素年代測定法による調査の結果、魏志倭人伝が伝える女王「卑弥呼」の墓説が有力になりました。近くの纏向遺跡の発掘でもそれを裏付けていますが、古墳そのものの発掘はできませんので、まだまだ一部の研究者が闇に薄明りを灯しただけです。
長文をそのまま引用したのは外でもない。私の知人の作家、中津攸子さんが各地の戦跡を回られて戦争の悲惨さに思いを馳せたエッセイに、その地で詠んだ俳句六十二句をそれぞれの地の標題として纏められた、戦跡巡礼(コ

ルサク社刊)を思い出し、俳句と造詣深い史実などを組み合わせた吟行案内を編まれたらどうであろうかと、そんな思いが脳裏をかすめたためである。

堀越貞有

一滴に全山写し滴れり

言うまでもなく季語は滴りである。滲み出る水の一滴でも、木から滴り落ちる雨滴でも構わないが、全山が写るといふからそれなりの場所における滴りを想像する。もともと俳句の表現では実景を通じて自らの心象を表現する場合が多いのでこうした大袈裟な表現が可能なのである。

黒沢利久

憲法記念日灰色の空となり

五月三日は大陸より黄砂が流入し都心でも空はもとより地上の視野も霞んでしまった。掲句は当日の実景であった。しかしこの句の背後には東日本大震災に対する心の痛みを感じる。日本人の誰もの心は暗れず、澄んだ憲法記念日の空など思いもよらないのである。

島田 操

田に映る筑波の峰に早苗植う

今年も早や田植えの季節を迎えた。水を張った田圃には筑波山の男峰・女峰がはっきりと映っている。田植え前のしずかな水面の景が浮かぶ。やがて田植機が映っている筑波山に容赦なく早苗を植え付けて行く。植え終わって水面が静まれば、今度は植田に映る筑波山となる。筑波山麓の田園風景。

2010年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2010年4月号(No.639)

}

2011年3月号(No.650)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2010. 7	642	一部改正された国土調査促進特別措置法及び国土調査法の私たちの対応
	2010.10	645	韓国における最近の地籍制度先進化政策に関する研究
	2010.11	646	登記の事務・権限等の見直し論議についての意見
	2011. 1	648	新オンライン申請システムに関する要点整理
	2011. 1	648	平成22年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2010. 7	642	速報 日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会及び土地家屋調査士制度制定60周年記念式典が開催される
	2010. 8	643	第67回定時総会開催
	2010. 8	643	土地家屋調査士制度制定60周年記念式典
	2010.11	646	速報 表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業 全国一斉表示登記無料相談会
	2010.12	647	平成22年を振り返って～土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の意味すること～
	2010.12	647	土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年 地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo ～ひと・とち・みらいはーもにー「地籍 その可能性を探る」
	2010.12	647	平成22年度 第1回全国会長会議開催
	2010.12	647	表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業 全国一斉表示登記無料相談会 開催報告

	2010.12	647	特別研修受講体験記 土地家屋調査士特別研修受講体験記を拝読して
	2011. 1	648	境界シンポジウム in おおさか～表示登記と国民生活～
	2011. 2	649	土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 地籍シンポジウム2010 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo 鎌田薫氏 特別講演
	2011. 3	650	平成22年度 第2回全国会長会議
財務部	2010. 8	643	第25回 写真コンクール開催
共済会	2010.10	645	第25回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ千葉大会
	2011. 1	648	大規模災害基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2010. 5	640	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2010 part9
	2010. 6	641	ブロック協議会長に聞く「2000年代最初の10年を振り返って」①
	2010. 7	642	ブロック協議会長に聞く「2000年代最初の10年を振り返って」②
	2010. 9	644	「筆界特定制度に関する指導者育成研修会」の開催報告
	2010.10	645	「土地家屋調査士の業務と制度 第2版」出版記念鼎談
	2010.10	645	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に伴う記念講演・記念式典 主催：熊本県土地家屋調査士会
	2010.10	645	伊能忠敬銅像建立10周年の清掃・御祓い
	2010.10	645	同志社大学寄付講座採点会議
	2010.11	646	第1回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議報告
	2010.11	646	香川大学寄附講座報告
	2010.11	646	「土地の日フェア2010」シンポジウム開催
	2011. 1	648	土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 平成22年度 山形会研修会
	2011. 1	648	平成22年度 第6回 電子政府オンライン申請体験フェアに参加して
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2010. 4	639	あいち境界シンポジウム2010 枕は訴える パート16 「境界をめぐる諸問題」—報告と考察— (愛知会)
	2010. 4	639	『境界ADRセンターやまがた』設立に当たって (山形会)
	2010. 5	640	「境界問題相談センターさが」設立 (佐賀会)

	2010. 6	641	完全復元伊能図全国巡回フロア展 (東京会)
	2010. 6	641	「土地境界問題相談センター函館」設立(函館会)
	2010. 7	642	小さな会の大きなチャレンジ「境界問題相談センターやまなし」設立(山梨会)
	2010. 8	643	伊能図全国巡回フロア展(茨城会)
	2010. 9	644	福岡会における土地家屋調査士制度制定60周年記念事業 ～伊能図フロア展・記念講演・境界シンポジウム in ふくおか 2010開催報告～
	2010. 9	644	東北ブロック協議会定時総会における弁論大会
	2010. 9	644	完全復元伊能図全国巡回フロア展(島根会)
	2010. 9	644	京都境界フォーラム2010 (京都会)
	2010. 9	644	ADR 認証「センターかながわ」からの報告 わかりやすい規則を作る (神奈川会)
	2010.10	645	三者(当事者・調停員・会)共同の調停スタイルへ(長野会)
	2010.10	645	伊能図フロア展えひめ(愛媛会)
	2010.10	645	完全復元伊能図全国巡回フロア展(新潟会)
	2010.11	646	完全復元伊能図全国巡回フロア展(奈良会)
	2010.11	646	関西初の開催! 『完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 加古川』(兵庫会)
	2010.11	646	認証取得までの経過報告(宮城会)
	2010.11	646	平成22年度第2回業務研修会(兵庫会)
	2010.11	646	表示登記制度創設50年記念 土地家屋調査士制度制定60周年記念 市民公開講座(福島会)
	2010.12	647	ADR 認証に向けた基本的取組み(京都会)
	2010.12	647	中国新聞2010年(平成22年)7月31日 掲載広告(広島会)
	2011. 1	648	制度制定60周年記念事業(山口会)
	2011. 1	648	「思いやりのあるセンターを目指して」(静岡会)
	2011. 2	649	「境界問題相談センター島根」設立記念式典(島根会)
	2011. 2	649	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業 地籍シンポジウム in 滋賀(滋賀会)
	2011. 2	649	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業「境界をめぐる諸問題について」公開講座 ―報告― (栃木会)

	2011. 2	649	「ADR 四国」発進! “ソリューション時代の幕開け”(高知会)
	2011. 2	649	土地家屋調査士制度制定60周年記念 記念講演会(鹿児島会)
	2011. 2	649	出前講座(福島会)
	2011. 3	650	土地家屋調査士制度制定60周年記念 公開講座「震災等災害対策セミナー」(埼玉会)
	2011. 3	650	「土地家屋調査士制度発足60周年記念シンポジウム めざせ地図づくり～境界トラブルのない社会をめざして～」(兵庫会)
	2011. 3	650	ADR 法の認証取得への取組み―利用者のためのセンターをめざして―(香川会)
全 調 政 連	2010. 5	640	全国土地家屋調査士政治連盟 第10回定時大会を開催
主催・共催・ 参加事業	2010.11	646	G空間EXPO “いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る 開会式典の報告
	2010.12	647	G空間EXPO “いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る パネルディスカッション
外部団 体事業	2010. 4	639	インドネシア・アチェ州からの報告と危機管理
	2010. 6	641	「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 多摩」盛況裡に開催!!
	2010. 7	642	日本マニション学会2010年(第19回)名古屋大会報告
	2010. 7	642	FIG 2010 シドニー大会～COM7 関連イベント報告～
	2010. 8	643	第4回つくば国際ウォーキング大会
	2010. 9	644	第4回 専門家と共に考える災害への備え 市民力編～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～
	2010.11	646	日米ADR シンポジウム 日本における良きADRの実現と飛躍の普及をめざして―日米ADRの現状から学ぶ―
	2010.12	647	「2010年第7回国際地籍シンポジウム in 台湾」報告
	2011. 2	649	明海大学不動産学部授業「不動産ビジネスの経営戦略」～土地家屋調査士を巡る業界の動向と、求められる人材について～

論文

	掲載号	号数	区分、見出し
地理空間 情報フォー ラム2009	2010. 4	639	地理空間情報フォーラム2009 会員論文発表会⑥

第7回国際 地籍シン ポジウム	2010. 6	641	第7回国際地籍シンポジウム(台湾) 会員研究論文募集のお知らせ
	2011. 1	648	第7回国際地籍シンポジウム 論文 発表報告①
	2011. 2	649	第7回国際地籍シンポジウム 論文 発表報告②

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2011. 1	648	新年の挨拶／歳の初めに
法務省	2011. 1	648	新年の挨拶／新年を迎えて

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
制 度	2010. 5	640	土地家屋調査士法第3条第1項第7 号に規定する法務大臣の団体指定に ついて(青森)
	2010. 7	642	土地家屋調査士法第3条第1項第7 号に規定する法務大臣の団体指定に ついて(佐賀)
	2010.11	646	土地家屋調査士法第3条第2項第2 号の規定に基づく認定発表
連合会	2010. 9	644	土地家屋調査士制度制定60周年記 念事業 地籍シンポジウム 2010／ 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo 全国一斉表示登記無料相談会
	2010.10	645	制度制定60周年記念事業 各土地 家屋調査士会イベント予告(大阪会・ 兵庫会・山口会)
	2010.11	646	制度制定60周年記念事業 各土地 家屋調査士会イベント予告(埼玉会)
	2011. 1	648	地籍問題研究会 設立のお知らせ
	2011. 2	649	テレビ朝日系 土曜ワイド劇場「愛と 死の境界線」について
	2011. 3	650	テレビ朝日系 土曜ワイド劇場「愛と死 の境界線」～隣人との悲しき争い～
研修部	2010. 4	639	ブロック新人研修修了者 中部・中 国・北海道・九州・東北ブロック協 議会
	2010. 7	642	土地家屋調査士新人研修開催公告 関東ブロック
	2010.11	646	土地家屋調査士新人研修開催公告 近畿ブロック・四国ブロック・北海 道ブロック
	2010.12	647	土地家屋調査士新人研修開催公告 中部ブロック・九州ブロック・東北 ブロック
	2011. 1	648	土地家屋調査士新人研修開催公告 中国ブロック

	2011. 2	649	ブロック新人研修修了者 関東ブ ロック
研究所	2011. 3	650	平成21～22年度研究所研究経過報 告書の刊行にあたって
広報部	2010. 5	640	日調連ホームページがリニューアル されました!
	2010. 7	642	広報キャラクター「地識くん」をよ ろしくお願いします。
	2010. 8	643	G空間EXPOのお知らせ“いつ・どこ 情報”で暮らしが変わる、未来を創る
人 事	2010. 5	640	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄 綬	2010. 6	641	平成22年 春の叙勲・黄綬褒章
	2010.12	647	平成22年 秋の叙勲・黄綬褒章
その他	2010. 6	641	講習のお知らせ◆実務に生かせる 「紛争解決学」講義 講師 廣田尚久

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2010. 7	642	平成23年度 明海大学不動産学部企 業推薦特別入試のご案内
	2010.12	647	平成23年度 明海大学不動産学部企 業推薦入試のご案内
財務部	2010. 6	641	第25回 日調連親睦ゴルフ千葉大会
	2010. 8	643	海外研修旅行 土地家屋調査士制度 制定60周年記念 日本土地家屋調 査士会連合会 第7回国際地籍シン ポジウム Taipei 2010
共済会	2010. 9	644	団体定期保険加入者募集
	2011. 1	648	測量機器総合保険(動産総合保険)の ご案内【平成21年度保険開始分】
	2011. 3	650	第24回写真コンクール作品募集

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2010. 4	639	土地境界基本実務V「境界鑑定V(筆 界の特定技法)」発刊のお知らせ
	2010. 6	641	〃
	2010. 8	643	〃
	2010.10	645	〃
	2010.12	647	〃
広報部	2010. 5	640	土地家屋調査士2011年オリジナル カレンダー
	2010. 8	643	〃

■書籍紹介

	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調 査士の本棚	2010.12	647	有斐閣 判例六法 平成23年版 Professional

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2010. 4	639	土地家屋調査士 第2の創生期へ (制度制定60周年を迎えて)
	2010.10	645	青天の…

■レギュラーコーナー

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 5	640	一制度制定60周年記念連載—平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～ (予告)
2010. 6	641	第1回 特別寄稿 地籍学のデッサン〈国土調査促進特別措置法と国土調査法の改正に寄せて〉
2010. 7	642	第2回 不動産登記法14条地図作成作業への取組み 「登記所備付地図作成作業とは」～だからこそ我々はつくりつづける～
2010. 8	643	第3回 福島地図作り
2010. 9	644	第4回 14条地図作成作業～高知県の取組み
2010.10	645	第5回 登記所備付地図の供給源～地籍調査 その現場から 東京都の地籍調査に従事して
2010.11	646	第6回 地籍調査の現場から～三重県の取組み
2010.12	647	第7回 地籍調査の現場から～愛媛県松山市の取組み
2011. 1	648	第8回 地図をつくりつづける人々
2011. 2	649	第9回 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の改正法案についての所見
2011. 3	650	最終回 国土調査をめぐる最近の動向について～国土調査法等の一部改正、第6次国土調査事業十箇年計画、平成23年度予算概算決定を中心に～

LOOK NOW

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	札幌土地家屋調査士会による寄附講座の試み
2010. 5	640	参議院議長公邸 表敬訪問
2010.10	645	速報 日本の未来が全部ある。「G空間EXPO」～「いつ・どこ情報」で暮らしが変わる、未来を創る～
2010.11	646	速報 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo
2011. 1	648	衆議院議長公邸 表敬訪問

2011. 3	650	カンボジア司法省・国土管理都市計画建設省の高官が来日、韓国から日本の地籍調査事業視察で来日
---------	-----	---

特定認証局の動き

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	申請人の電子証明書について
2010. 6	641	認証局を支える「公開鍵基盤」とはどんなものなのだろうか？
2010. 8	643	電子署名法と認証業務について
2010.10	645	新オンラインシステムへの移行に関する注意点
2010.12	647	オンライン申請の動向
2011. 2	649	電子署名・認証の仕組みについて

土地家屋調査士とマーケティング

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 3	650	土地家屋調査士とマーケティング①

提言シリーズ

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	DID地区以外の地積測量図作成 —Network型RTKGPS を利用した位置参照点運営事業—
2010. 4	639	筆界情報を眠らせるな(リユース、リサイクルと日々の情報集積で地図を作ろう)
2010. 5	640	「法14条地図作成推進委員会 活動報告」
2010. 6	641	ADR特別研修への取組み(「土地家屋調査士特別研修の事前研修」について) (広島会)
2010. 8	643	「二宮金次郎を探せ」神奈川会における土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

ADRフラッシュ

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	ADRフラッシュ Vol.2 ADR認定土地家屋調査士代理業務を受託して
2010. 5	640	ADRフラッシュ Vol.3 公開講座「境界問題解決制度を考える」

事務局紹介

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	Vol.11 (長野会、宮崎会)
2010. 5	640	Vol.12 (新潟会、沖縄会)
2010. 6	641	Vol.13 (大阪会、宮城会)
2010. 7	642	Vol.14 (京都会、福島会)
2010. 8	643	Vol.15 (兵庫会、山形会)
2010. 9	644	Vol.16 (奈良会、岩手会)

2010.10	645	Vol.17 (滋賀会、秋田会)
2010.11	646	Vol.18 (和歌山会、青森会)
2010.12	647	Vol.19 (愛知会、札幌会)
2011. 1	648	Vol.20 (三重会、函館会)
2011. 2	649	Vol.21 (岐阜会、旭川会)
2011. 3	650	Vol.22 (福井会、高知会)

広報最前線

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	山口会
2010. 5	640	大分会
2010. 6	641	秋田会
2010. 7	642	長野会
2010. 8	643	岡山会
2010. 9	644	函館会
2010.10	645	鳥取会
2010.11	646	新潟会
2010.12	647	和歌山会

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	奈良会・鳥取会
2010. 5	640	札幌会
2010. 6	641	福井会・大分会・長野会・三重会
2010. 7	642	香川会・東京会
2010. 8	643	奈良会・神奈川会・山形会
2010. 9	644	兵庫会・長野会
2010.10	645	島根会
2010.11	646	岡山会
2010.12	647	京都会・兵庫会
2011. 1	648	大分会・兵庫会・大阪会
2011. 2	649	佐賀会・岐阜会
2011. 3	650	石川会・神奈川会・函館会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 5	640	公嘱協会情報 vol.83
2010. 7	642	公嘱協会情報 vol.84
2010. 9	644	公嘱協会情報 vol.85
2010.11	646	公嘱協会情報 vol.86
2011. 1	648	公嘱協会情報 vol.87
2011. 3	650	公嘱協会情報 vol.88

「美の工房」

工芸評論家 笹山 央

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 4	639	第29回 「像」を作る。絵でもなく、写真でもなく。

2010. 5	640	第30回 蒔絵、何か月もかけて一つのものを創り上げていくわざ。
2010. 6	641	第31回 破片による構成から「いのちあるもの」のかたちへ
2010. 7	642	第32回 ガラスの中には光景が内蔵されている
2010. 8	643	第33回 気の流れやゆらぎを表す絵画
2010. 9	644	第34回 内側に空洞を持つやきものの形について
2010.10	645	第35回 内と外、表と裏が反転したり入れ替わったりすること
2010.11	646	第36回 古典から超モダンへワープした
2010.12	647	第37回 線から面、面から量への深まりを見せるやきもの
2011. 1	648	第38回 これが「アートの力」というものです
2011. 2	649	第39回 自分で粘土を採ってきて、自分の力でロクロをまわして
2011. 3	650	第40回 これは糸で織られた宝石である

会長レポート

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

会員の広場を利活用ください

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 6	641	2010年度「土地家屋調査士」掲載索引

4月

19日

第1回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

21日

東日本大震災に関する打合せ会

- 1 被災会からの現状報告及び連合会への要望
- 2 連合会からの報告
- 3 復興支援に向けて準備していること

21～22日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成22年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 平成23年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 3 東日本大震災の財政面における復興支援について
- 4 平成23年度会館特別会計の予算措置並びに土地、建物及び建物附属設備(固定資産)の一般会計から会館特別会計への移動について
- 5 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 6 「土地家屋調査士の日」の制定について
- 7 第68回定時総会提出議案について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会筆界特定制度推進委員会規則の新設(案)について
- 9 平成23年度連合会顕彰受賞者について(顕彰審査会)

10 eラーニング利用規約の新設(案)について

11 コンテンツ講師料に関する内規の新設(案)について

12 境界問題相談センターのADR運営報告書について

<協議事項>

- 1 第68回定時総会の対応について
- 2 東日本大震災における災害復興支援対策について

21～22日

第1回理事会業務監査

28日

土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議(第5回)

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士法改正に関する報告書について

5月

10日

東日本大震災災害復興支援対策会議(正副本部長会議)

<報告事項>

- 1 法務省・日調連の共同現地視察への準備活動について
- 2 測量機器メーカーとの打合せ状況について
- 3 義援金の集計について
- 4 地震保険調査業務の進捗について

<協議事項>

- 1 法務省・日調連・仙台法務局・宮城会との意見交換について
- 2 法務省・日調連の共同現地視察について
- 3 相談会の実施について

編 集 後 記

鮎釣り…ふたたび

6月になると全国の多くの河川で鮎釣りが解禁になります。シーズンは地域によって異なりますが、私の地元では、9月末ぐらいで終わってしまうようです。鮎は、「香魚」とも呼ばれスイカのような香りがします。これは、川底の石についた藻を食べるので、鮎自身に独特の香りがつくからだそうです。それ故、鮎がたくさんいるような川では、川からスイカのような香りがして新米鮎師の心はざわつきます。

また、鮎は「年魚」とも呼ばれます。これは、秋に河口付近で孵化した幼魚が海で冬を越え、春になると川を上り、梅雨明けから夏にかけて鮎師を楽しませ、秋に産卵して次の世代に命のバトンを渡すと死んでしまう、1年だけの寿命だからだそうです。

「6月」つながりで考えてみたのですが、6月は、水無月みなづきと言うようです。これまで私は、単純に「梅雨の時期なのになぜ“水無月(水のない月)”というのだろう？」と不思議に思っていました。

調べてみると6月は田植えの時期になるため、田んぼに水を引きこむ必要から、川から水が無くなる月といった説と、梅雨明けの時期になるため渇水により水が無くなる(水無月)という説など様々あるようです。

間もなく1年の半分の過ぎようとしています。年末に「あれもやっていない」、「これも中途半端だ」と反省しないためにも、今ぐらいの時期に目標達成率を見直すのもいいかもしれません…

広報部次長 廣瀬 一郎

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

印刷所 十一房印刷工業株式会社

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけています。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

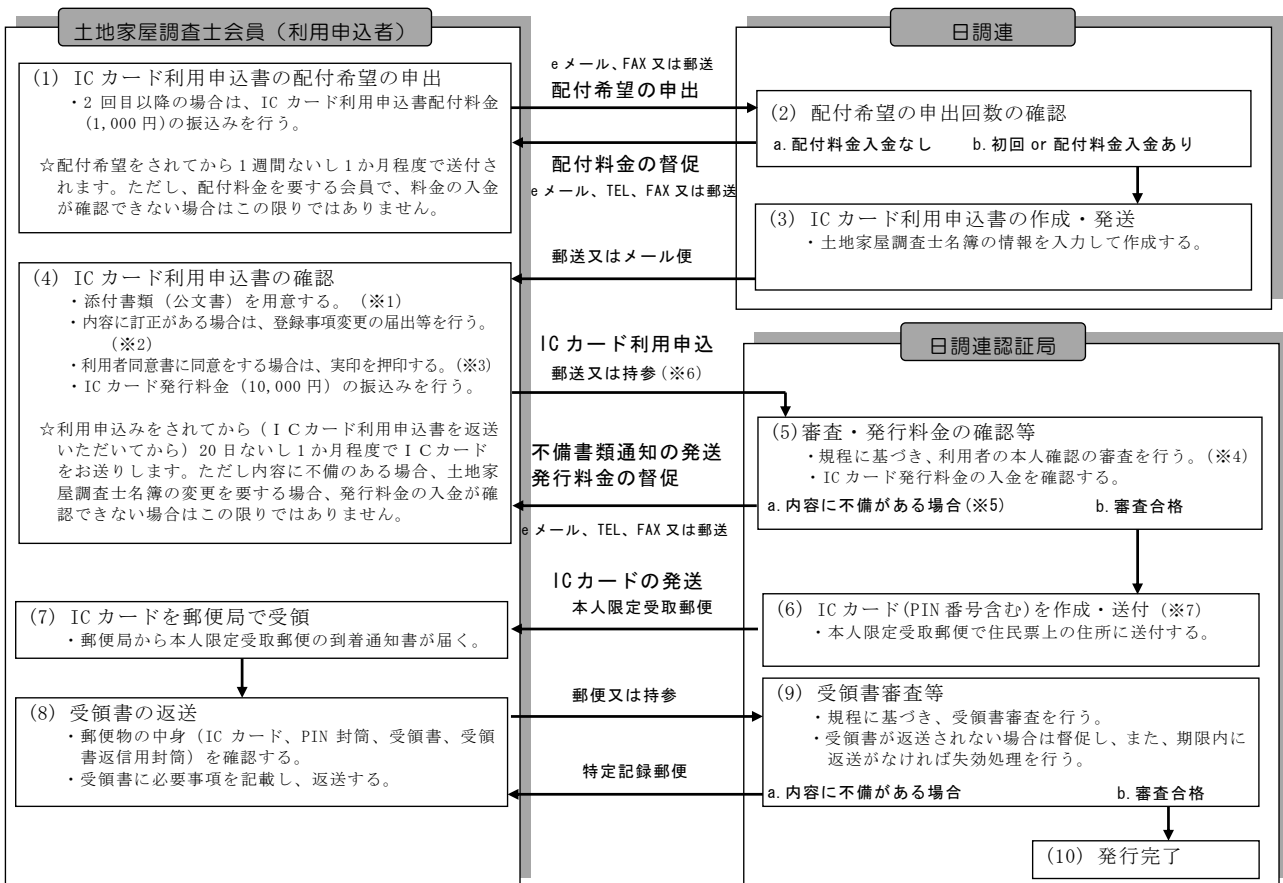
なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

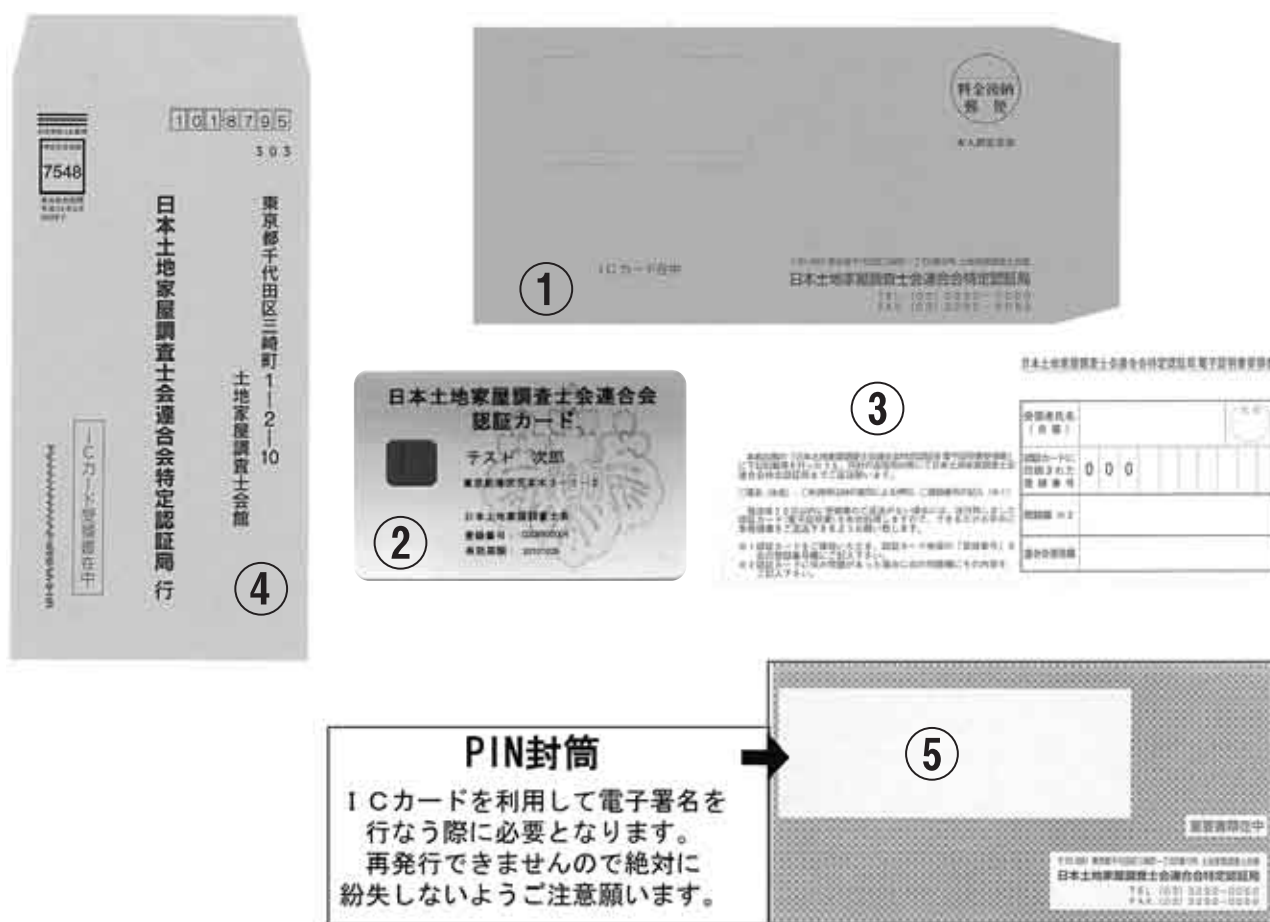
ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ①下記②～⑤が入っている封筒
- ②ICカード
- ③日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④受領書返信用封筒
- ⑤PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**
(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成23年4月末日現在で17,402枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		